

# 米の新用途利用をめぐる事情

平成 2 1 年 7 月

農林水産省



# 目次

## 米の新用途利用をめぐる背景

- 1 穀物の需要量、生産量、期末在庫率の推移・・・1
- 2 世界の農産物価格の動向・・・2
- 3 2018年における世界の食料需給見通し・・・3
- 4 食料自給率の状況・・・4
- 5 主食用米の消費量の推移・・・6
- 6 水田利用の状況・・・7

## 米の新用途利用の可能性と現状

- 1 小麦等の利用状況・・・8
- 2 飼料用とうもろこしの利用状況・・・9

## 米の新用途利用の課題

- 1 輸入穀物との価格面での競合・・・10
- 2 原料生産コスト
  - (1) 多収性品種・・・11  
(参考1) 多収性稲の品種開発の現状  
(参考2) 需要に応じた新品種の開発
  - (2) 水稻の直播技術・・・15
  - (3) その他の低コスト技術・・・22
- 3 物流コスト(ばら・フレコンばら流通の実態)・・・27
- 4 米穀粉の主な粉砕装置・・・28
- 5 製粉、加工技術・・・30
- 6 米粉・飼料用米に関する実需者のニーズと生産者サイドの取組意向・・・31
- 7 適正流通の確保・・・32
- 8 新用途米穀等の安全の確保
  - (1) 食品衛生法の概要・・・33
  - (2) 飼料安全法の概要・・・34
  - (3) 飼料用の米粉の安全性確保(農薬使用等)・・・35
- 9 米粉製品の表示・・・36

## 米の新用途利用促進対策

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年7月1日施行)・・・40
- 2 米粉等の定着拡大に向けた支援(平成21年度予算)・・・41
- 3 国産農産物の需要の拡大に向けた支援(平成21年度補正予算)・・・42
- 4 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援(平成21年度日本政策金融公庫資金条件改定)・・・43
- 5 加工事業者等が行う施設の整備に対する支援(平成21年度税制改正)・・・44
- 6 米粉処理加工施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の採択一覧(平成20年度補正予算)・・・45
- 7 新規需要米生産製造連携関連施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の第1次採択一覧・・・46

## その他関連する制度

- 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
  - (1) 事故米に関する農林水産省の取組の重要度・・・49
  - (2) トレーサビリティとは・・・50
  - (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要・・・51
  - (4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要・スケジュール・・・52
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要・・・53



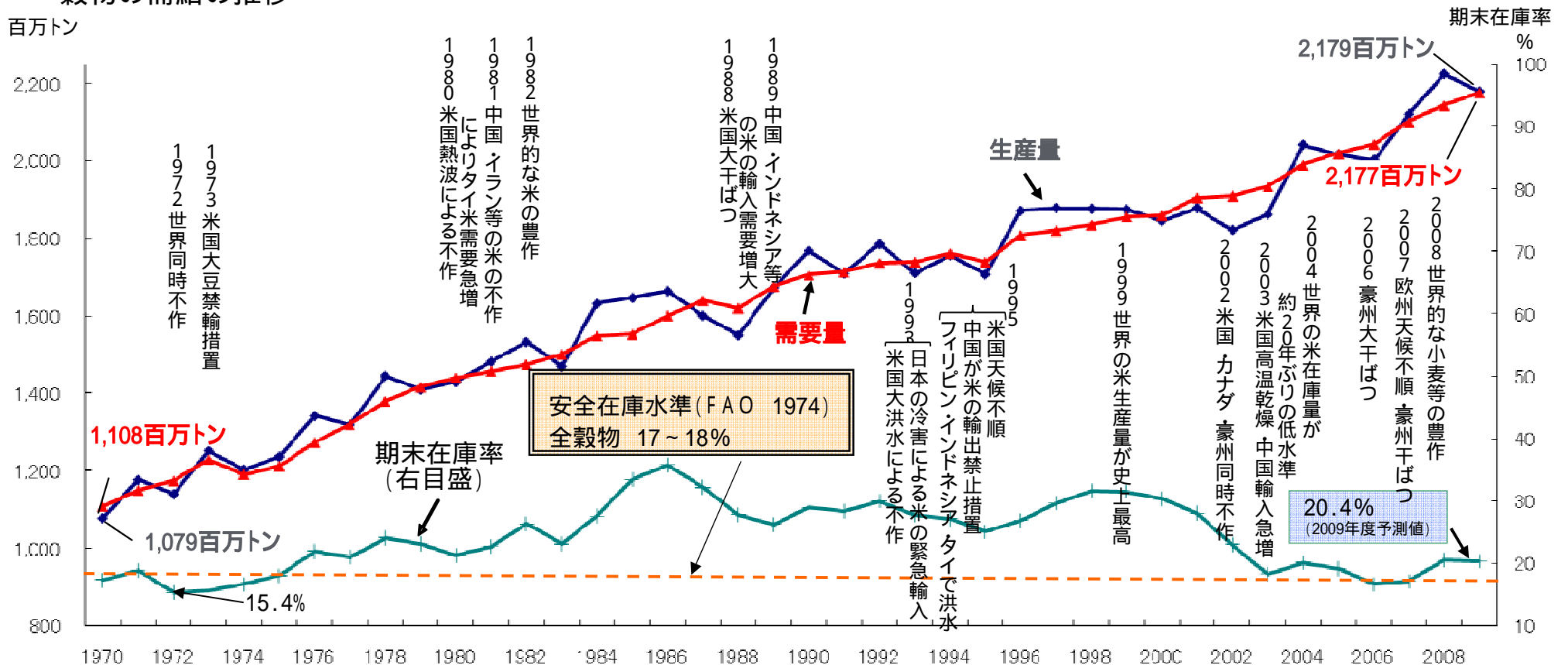
# 米の新用途利用をめぐる背景

# 1 穀物の需要量、生産量、期末在庫率の推移

世界の穀物(米、とうもろこし、小麦、大麦等)の需要量は、人口の増加、所得水準の向上に伴い増加している。一方、生産量は作柄により変動しているものの、主に単収の伸びにより需要量の増加に対応している。

期末在庫率の推移を見ると、2007/08年度は17.2%と2006/07年度に引き続き低水準で推移し、需給の逼迫から「食料危機」が現実のものとなった。2008/09年度は価格高騰を受けた世界的な作付け拡大の中、良好な天候に恵まれ大幅な増産となり、期末在庫率も20.6%まで回復した。2009/10年度については、小麦等の減産が見込まれるものの、穀物全体では引き続き生産量が需要量を上回ることが予想されており、期末在庫率は20.4%と見込まれている。

穀物の需給の推移



資料：USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」(June 2009)、「Grain:World Markets and Trade」  
「PS&D」

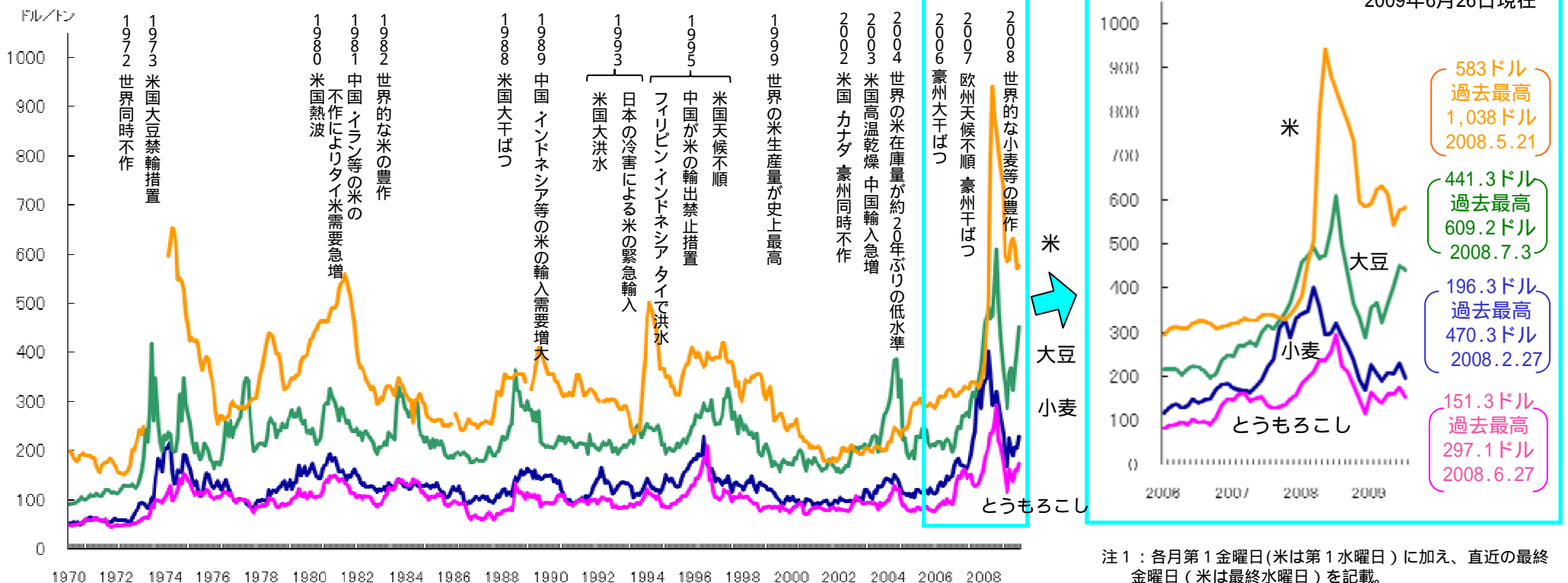
## 2 世界の農産物価格の動向

穀物等の国際価格は、2006年秋頃から上昇基調で推移し、2008年春から夏にかけて最高値を更新。その背景には、穀物市場への投機資金流入といった要因もあるが、基本的には、中国等の途上国の経済発展による食料需要の増大、バイオ燃料による需要増大、地球規模の気候変動の影響といった中長期的に継続する構造的な要因のほか、輸出国の輸出規制があった。特に米は、貿易量の割合が低いことから、価格変動幅が特に大きかった。その後、小麦等の豊作予測に加え、世界金融危機による投機資金の流出、世界的な不況による穀物需要の減退懸念から最高値に比べ大幅に低下した。

2008年末以降、南米での干ばつ、米国の天候による作付けの遅れ、中国の旺盛な大豆の輸入需要等により、再び上昇基調で推移し、2006年秋頃に比べ1.4～2.2倍の水準。

また、食料需給状況の中長期展望では、当面、従来に比べ高い水準の価格が続くものと見込まれており、食料価格高騰問題への対応については、FAOやG8等の国際会議などで議論が行われている。

主要農産物の国際価格の動向

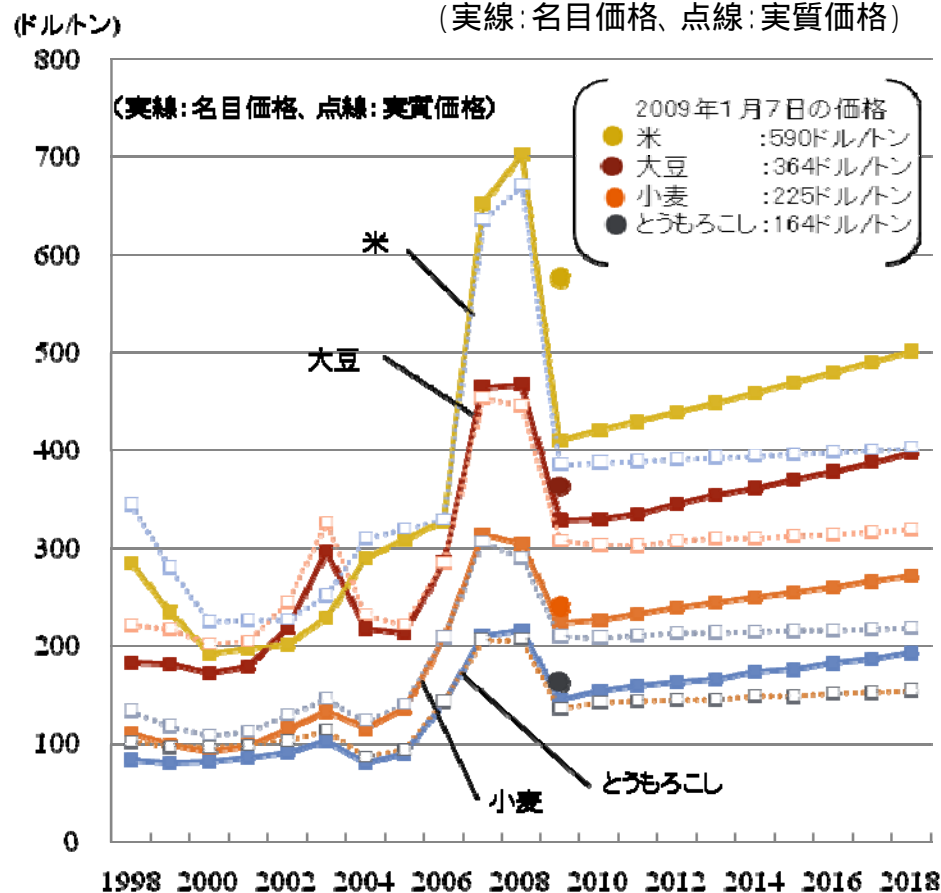


注：小麦、とうもろこし、大豆は、各月ともシカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。  
 米は、タイ国貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のF O B 価格である。

### 3 2018年における世界の食料需給見通し(農林水産政策研究所)

2007年から2008年にかけての耕種作物の価格の急激な高騰は収束するが、とうもろこしの国際価格については、アジア、アフリカ等での人口の増加、新興経済国における畜産物消費の拡大を背景とした飼料用需要の増加に、バイオ燃料原料用需要の増大の影響もあって、2009年以降は、2006年以前に比べて高い水準で、なおかつ、上昇基調で推移すると見込まれる。また、とうもろこしの国際価格の上昇の影響で、小麦、米、大豆の国際価格も強含みで推移すると見込まれる。

穀物及び大豆の国際価格の推移の予測



資料:農林水産政策研究所「世界食料需給モデルによる予測結果」  
 (注)2008年までは実績値(2008年は1~11月の平均値)、2009~2018年までは推計値。過去の実質価格、将来の名目価格については、2006年を基準年とし、共にOECDによる米国のGDPデフレーターを用いて算定している。

【参考】

主要穀物等における試算結果一覧表

(単位:百万トン、ドル/t)

		小麦	とうもろこし	その他粗粒穀物	米	大豆
2006年	生産量	609	734	281	422	225
	消費量	621	736	288	420	225
	食用	516	206	129	420	210
	飼料用等	105	530	159	0	15
	期末在庫量	130	120	32	77	55
国際価格		202	133	140	374	294
2018年	生産量	751	969	343	511	275
	消費量	752	970	344	511	275
	食用	623	231	147	511	258
	飼料用等	129	739	197	0	17
	期末在庫量	119	105	29	71	51
国際価格(実質)		218	155	155	402	319
国際価格(名目)		272	193	193	502	398
増減率(%)	生産量	23	32	22	21	22
	消費量	21	32	20	22	22
	食用	21	12	14	22	23
	飼料用等	23	39	24	-	16
	期末在庫量	-8	-12	-9	-7	-8
国際価格(実質)		8	17	10	7	8
国際価格(名目)		35	46	38	34	35

注) 1. 飼料用等には、バイオエタノール等工業用の消費量を含む。  
 2. 大豆の食用については、搾油用の消費量を含む。

注釈

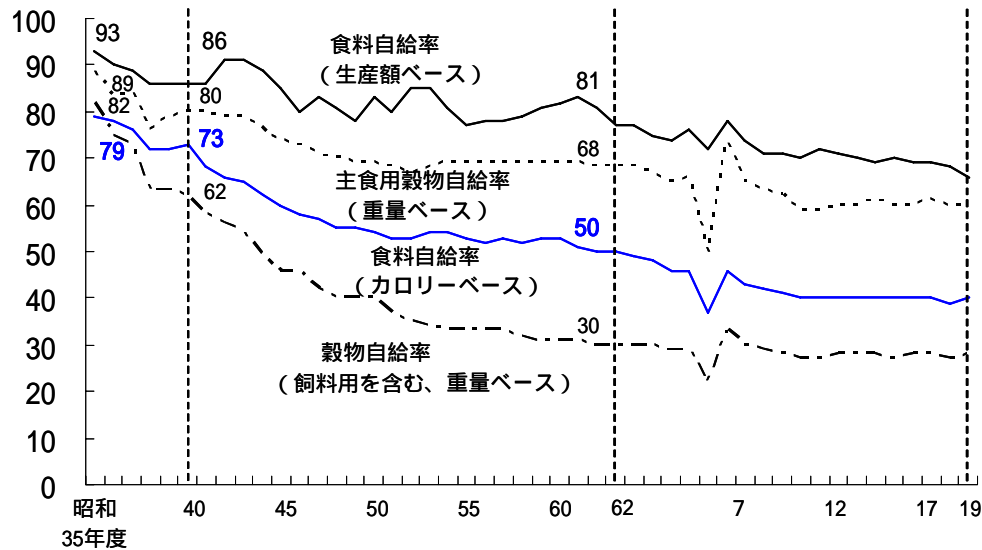
- 「世界食料需給モデル」は、日本大学大賀圭治教授及び農林水産政策研究所古橋元主任研究官が開発した計量モデル開発システムを利用して、今回、農林水産政策研究所で改めてモデル開発を行ったものである。
- 各品目の需給表は、基本的にUSDAの食料需給表の考え方に準拠しているが、個別の品目の具体的な留意点は以下のとおりである。
  - 米は精米ベースである。
  - 牛肉、豚肉、鶏肉、羊肉、鶏卵、牛乳及び畜産物加工品の在庫が需給に及ぼす影響は、データの制約のため考慮していない。
- 基準年の需給に関する数値は、モデル予測のために以下の調整を行っているため、必ずしも実績値と一致しない。
  - 単年度の需給均衡を前提としたモデルであるため、世界全体での純輸出入量がゼロとなるように調整を行っている。
  - 国際価格の不連続な動きを防止するため、世界全体での各品目の生産量と消費量が一致するように調整を行っている。

## 4 食料自給率の状況

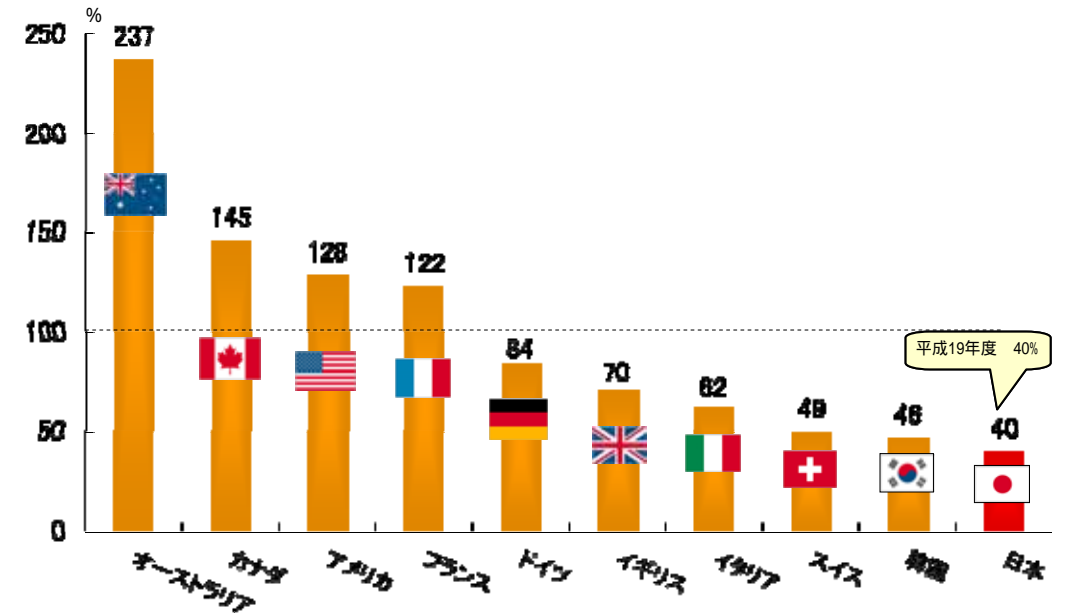
食生活が変化したことや、加工や業務用需要の高まりに国内生産が十分に対応しきれていないこと等から、我が国の食料自給率は戦後大きく低下。

我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低水準。

食料自給率の推移



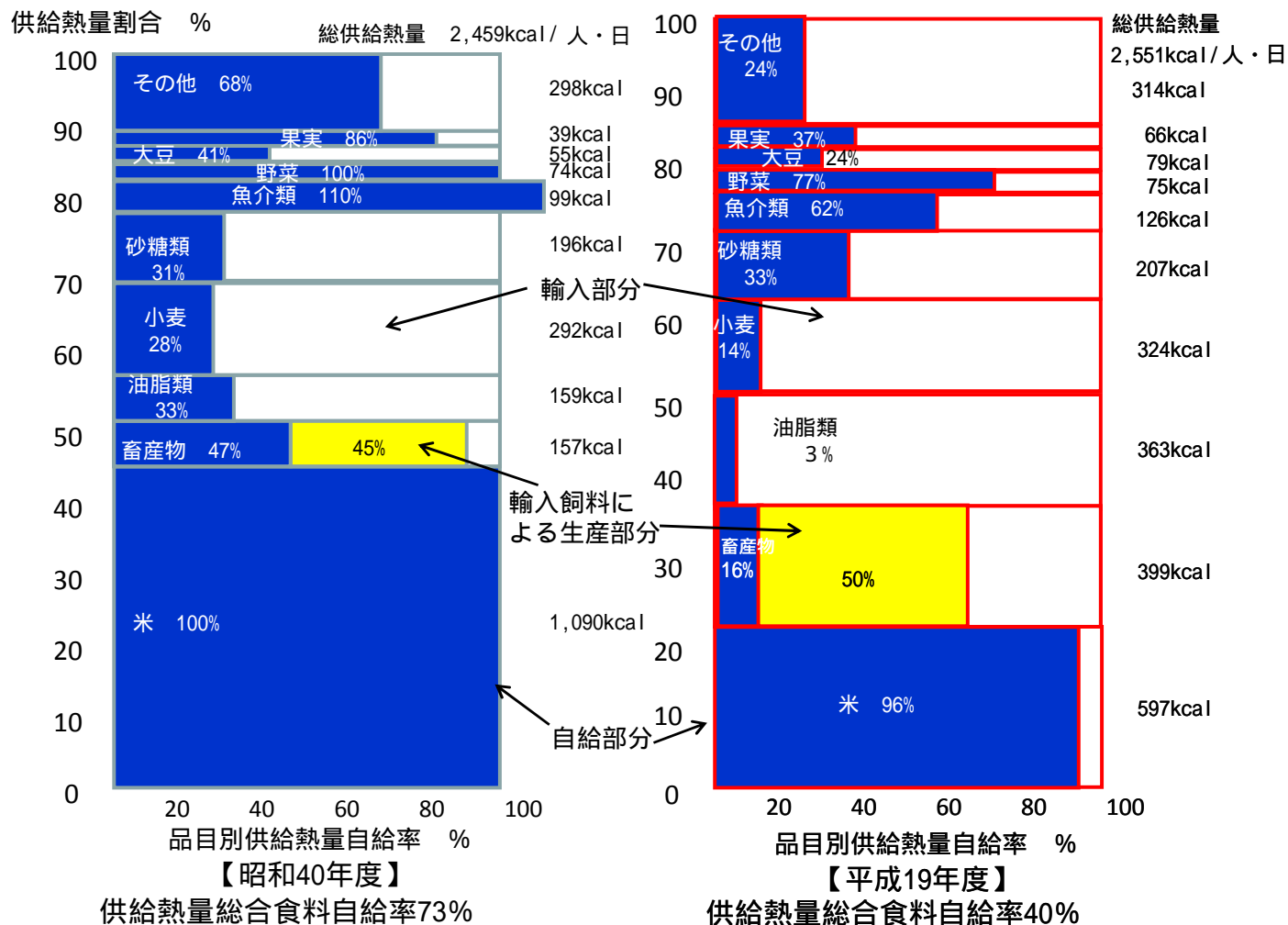
主要先進国の食料自給率



注：数値は、平成15年度（日本は平成19年度）

国内で自給可能な米の消費量が大幅に減少する一方、輸入に依存している飼料穀物や油糧原料(大豆、なたね)を使用する畜産物や油脂類の消費が大幅に増加。

### 食料消費構造の変化と食料自給率の変化



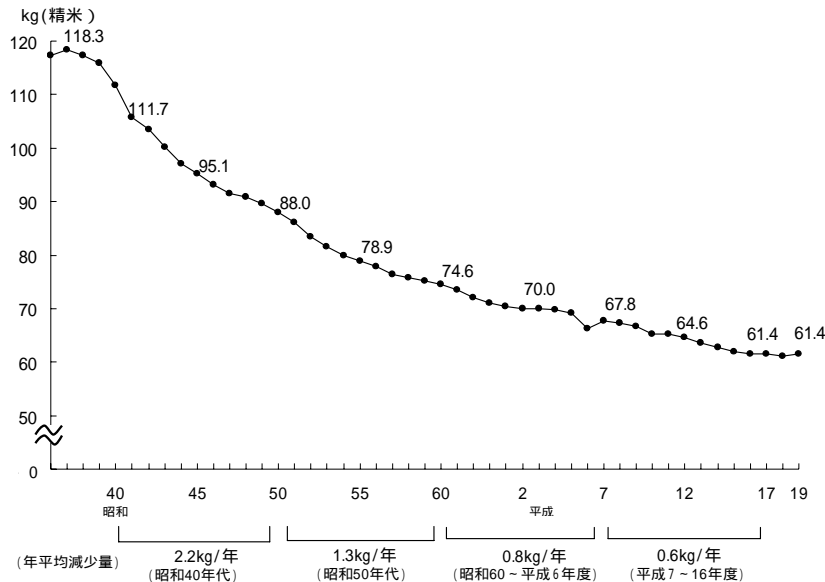
## 5 主食用米の消費量の推移

米の一人当たりの消費量は一貫して減少傾向。

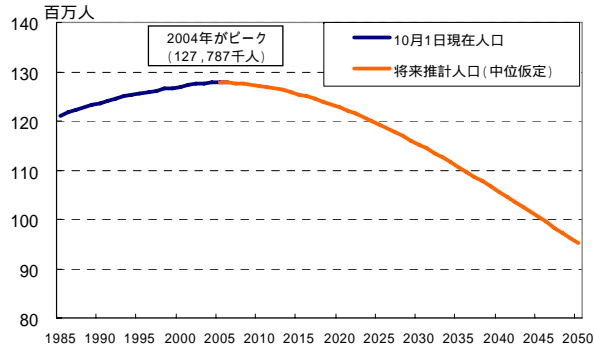
国内人口についても、2004年をピークに減少傾向。

国内米飯用需要は、一人当たりの米消費量の減少と、人口の減少の相乗効果により、今後とも減少していく可能性大。

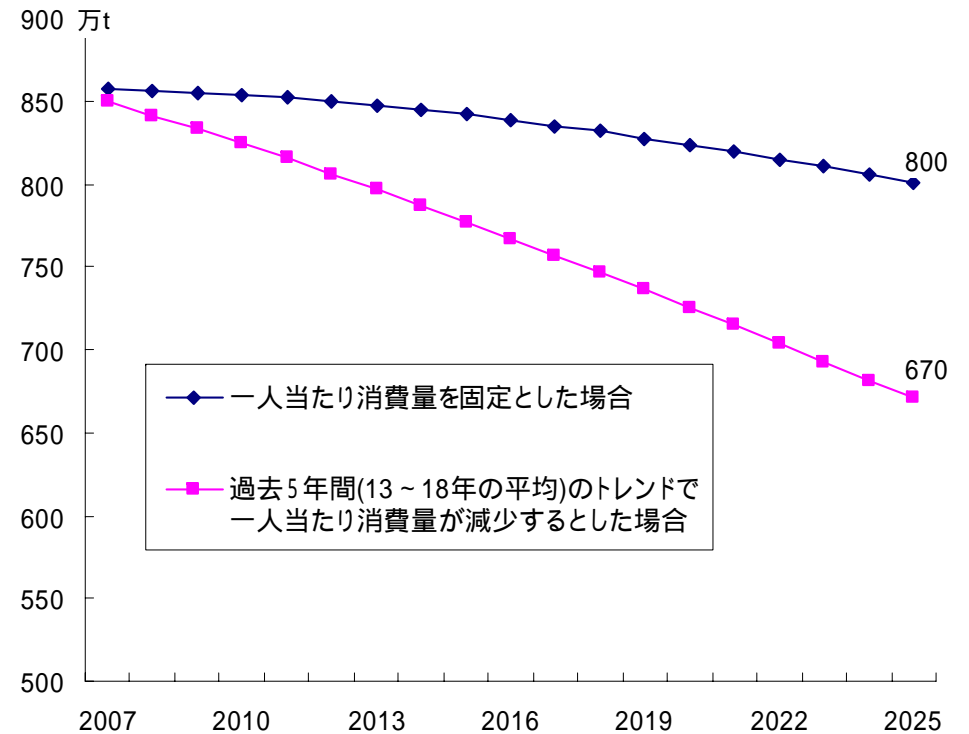
米の消費量の推移(1人1年当たり)



(参考)人口の推移と将来予測



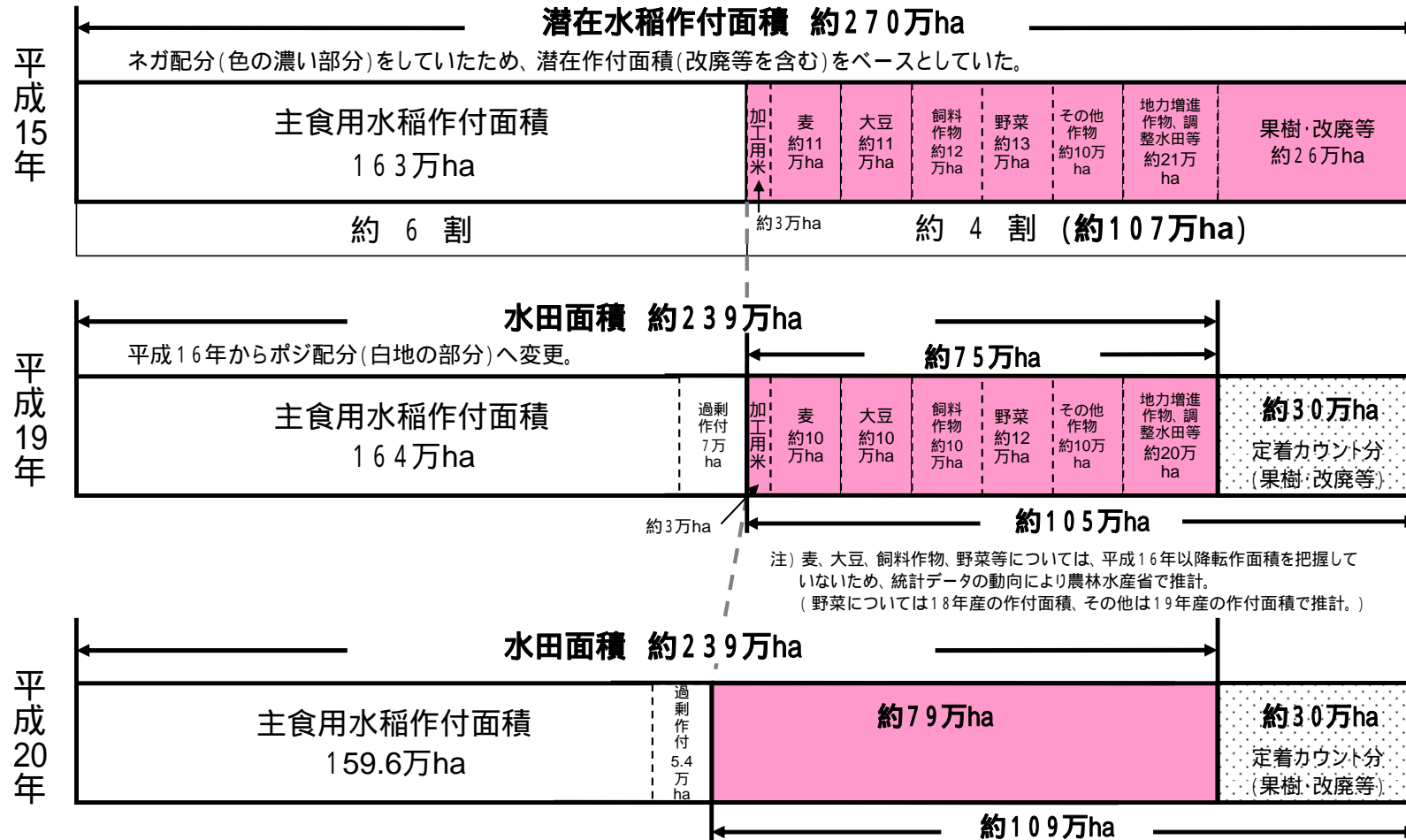
主食用米消費量の推移の試算



## 6 水田利用の状況

米の消費が減少したに伴い、主食用米についての生産調整を実施してきたところ。  
現在は、水田の約6割での生産で主食用の需要がまかなえる状況。

### 水稲及び転作作物の作付状況の推移



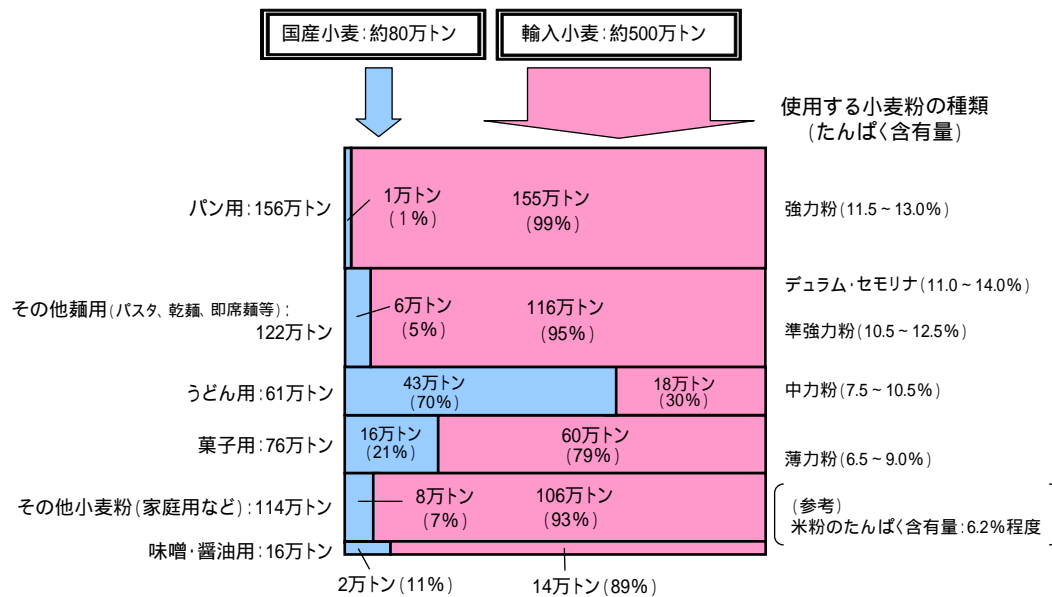
# 米の新用途利用の可能性と現状

# 1 小麦等の利用状況

食糧用小麦の86%を輸入に依存しており、平成19年度の輸入量は約500万トン。仮にその1割に相当する米粉の利用が行われるとすると約50万トンの国産米の需要が拡大。

パン用・麺用等について米粉の利用促進を図っており、これまでの地域・中小企業の取組みに加え、平成20年度からは大手企業も取組みはじめたことから、原料米使用量は平成20年度推計で約9.5千トンになることが予想される。

食糧用小麦の用途別需要量(平成19年度、推計)



注: 使用実績(平成19年度)をベースに製粉企業等からの聞き取りを基に推計

パン用米粉等の原料米の使用量(玄米ベース)

	平成15年度	16	17	18	19	20(推計)
原料米使用量	1千トン	3千トン	3千トン	6千トン	6千トン	9.5千トン

注: 20年度の原料米使用量は、20年度の現物弁済米の契約状況見込み及び19年度の米粉用原料米の使用量から推計

資料: 地方農政事務所等による聞き取り

用途別使用量 (単位: 千トン)

パン用			めん用			洋菓子・その他用			合計		
17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
2	3	3	0	1	1	1	3	3	3	6	6

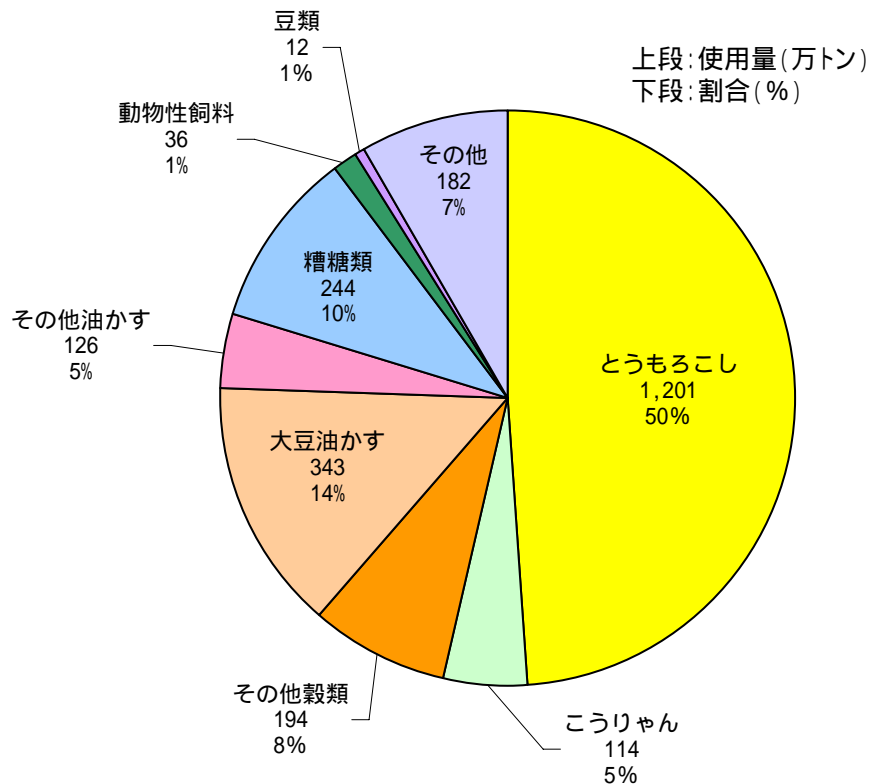
注: ラウンドの関係で合計が一致しない

## 2 飼料用とうもろこしの利用状況

配合・混合飼料の原料として使用する輸入穀物等の半分の約1,200万トンはどうもろこし。仮に、その約1割に相当する飼料用米の利用が行われるとすると120万トンの国産米の需要が拡大。

飼料用米の作付面積は平成16年度以降、年々増加。特に平成20年度の作付面積については、前年の5倍以上の増加となっている。

配合・混合飼料の原料使用量(平成19年度)



飼料用米の作付面積

単位: ha

	平成16年度	17	18	19	20(見込み)
作付面積	44	45	104	292	1,611

資料: 農林水産省畜産振興課調べ

単収530kg/10a  
で計算すると

約8,500トン

輸入米の配合飼料原料向け売渡数量の推移

単位: 千トン

	平成18年度	19年度
売渡数量	400	639

資料: 農林水産省



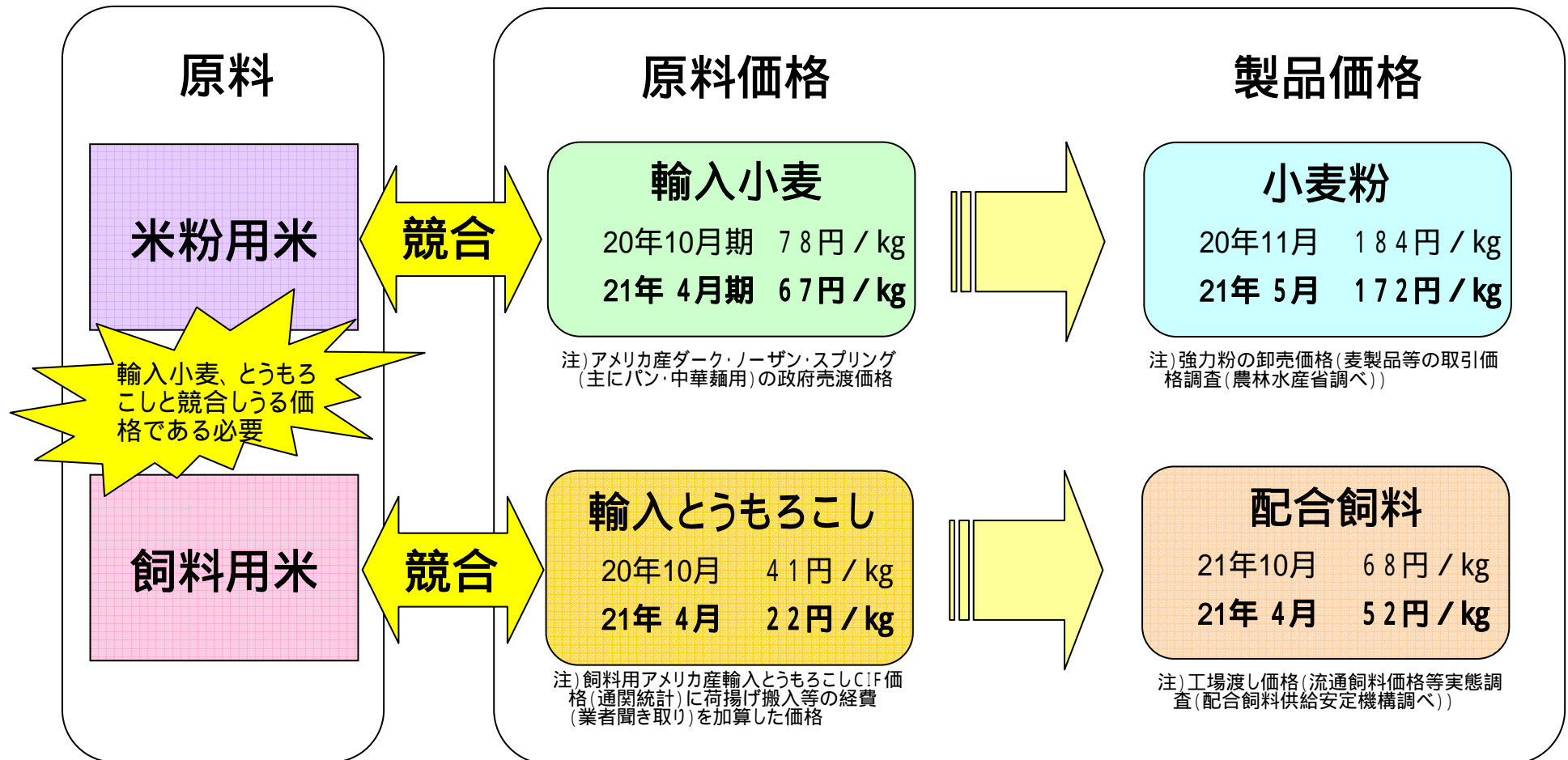
# 米の新用途利用の課題

# 1 輸入穀物との価格面での競合

需要拡大のためには、原料となる米の価格は、輸入小麦、輸入とうもろこしと競合しうる価格である必要。  
また、生産から製造・販売に至るまでの各段階でコストの低減を進める必要。

## 【米の新用途利用】

## 【既存用途】



## 2 原料生産コスト

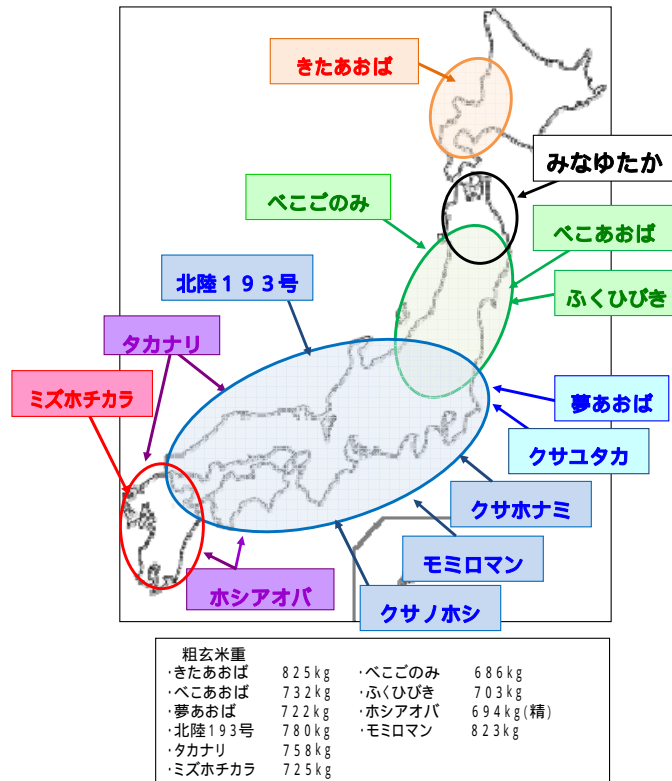
### (1) 多収性品種

現在、全国各地域を栽培適地とした玄米収量の高い品種が開発されており、これらの品種は、平成21年産水稲平年収量(530kg/10a)に比べ、大幅に高い収量(概ね700~800kg/10a)が期待。

飼料用米の生産に、これらの多収性品種を活用することにより、数量当たりの生産費を削減することが可能。

21年2月現在、前年の約2.7倍に相当する約396トン(9,900ha分)の種子を確保。さらに、21年度からは、新たに、都道府県段階における種子確保のための取組を支援するために必要な予算を措置(多収性稲種子の安定供給支援事業)。

多収性品種の栽培適地概略



注：研究試験場における2~3年の試験結果の平均値であり、現地での収量とは異なる。

注：粗玄米重の括弧書きは、「精」は篩下を除く粗玄米重。通常、精玄米重は粗玄米重と比べ10%程度低い数値となる。

注：みなゆたか、ミズホチカラは、平成21年に品種登録出願。

多収性品種種子の確保状況(21年2月)

(単位: kg)

	19年度	21年2月
べこごのみ	1,520	21,248
べこあおば	1,500	25,140
夢あおば	12,540	49,872
ホシアオバ	11,297	57,290
クサホナミ	13,720	21,390
クサノホシ	12,450	32,290
ニシアオバ	5,128	9,095
はまさり	13,420	20,236
リーフスター	5,720	7,685
タチアオバ	9,010	25,140
モミロマン	0	13,740
ふくひびき	0	30,406
モーれつ	27,000	28,160
ミナミユタカ	32,180	42,700
タカナリ	0	3,630
うしもえ	800	898
きたあおば	0	2,050
北陸193号		1,980
その他増殖	1,000	3,000
合計	147,285	395,950
(播種可能面積)	(3,682)	(9,899)

この他、県独自品種等による増殖実績あり。

ふくひびきは20年度から、北陸193号は20年10月から調査対象。

稲WCS向けの種子と区別していない。

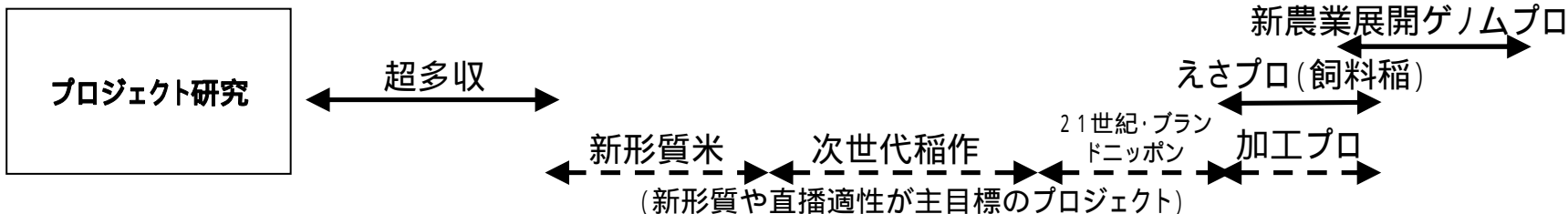
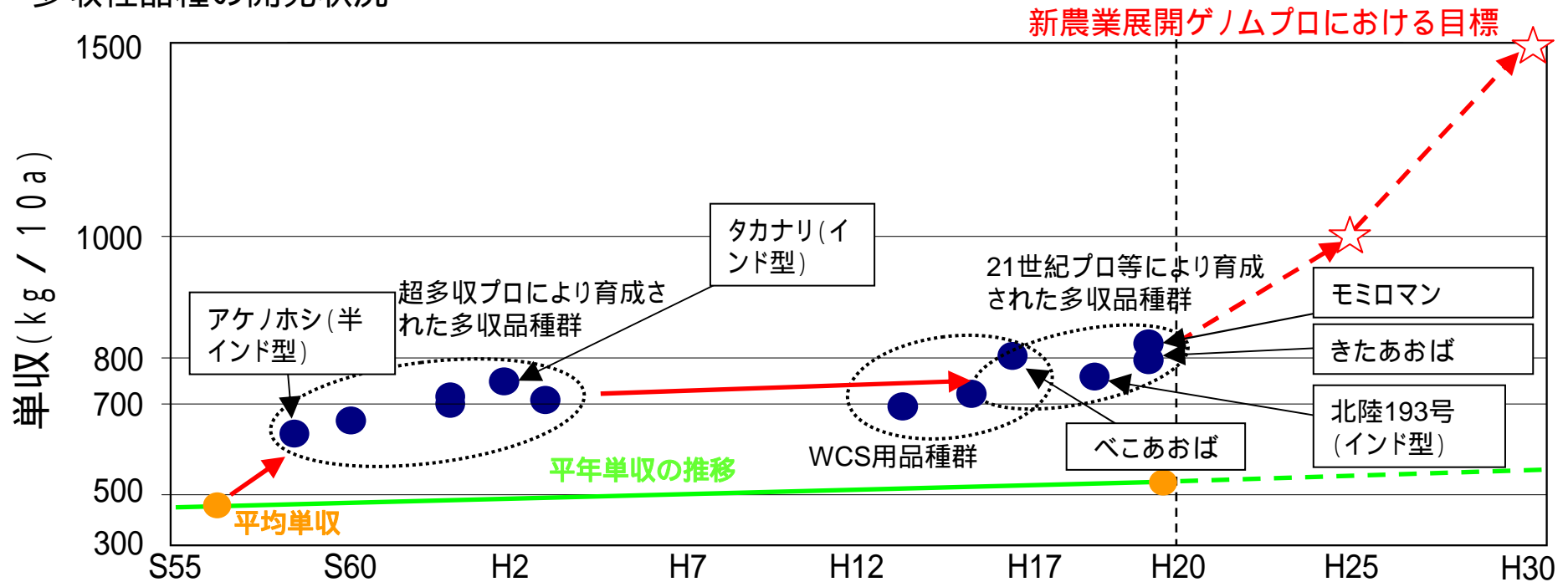
(参考1) 多収性稲の品種開発の現状

超多収プロ(S57-S63)において、インド型多収品種の遺伝子の導入により700~750kg/10aを実現(平成元年)。

その後、多収性に特化した予算措置はなかったものの、超多収プロで開発した素材の改良が進められ、WCS用品種が開発(H12年頃)、さらに多収品種800kg/10aを実現(H17以降)。

今後は、新農業展開ゲノムプロ(H20~)において、5年後を目途に1t/10a、10年後を目途に1.5t/10aを目標とする多収品種を開発予定。

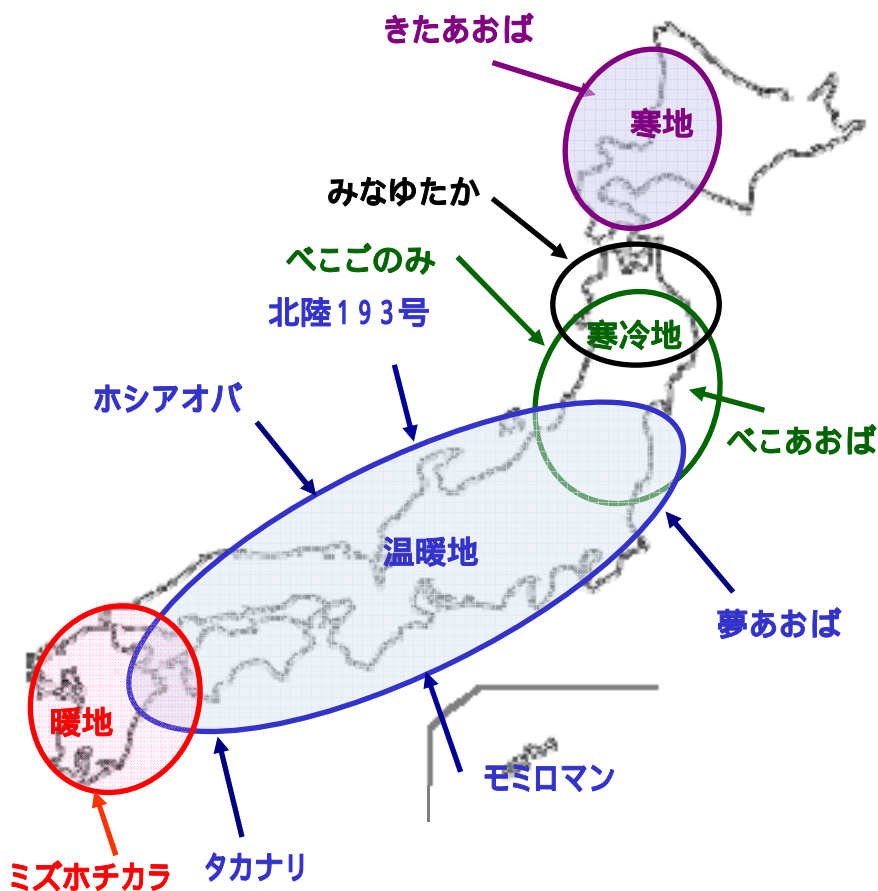
多収性品種の開発状況



(参考2) 需要に応じた新品種の開発  
飼料用米に向く多収性品種

北海道から九州まで地域の気候区分に適合した飼料用稲品種を育成。飼料用米に向く玄米多収品種としては、稲発酵粗飼料(WCS)用として開発された「べこあおば」や「モミロマン」等の数品種が玄米収量性でも優れるほか、北陸地方でバイオ燃料地域利用モデル実証事業で利用されている「北陸193号」がある。「みなゆたか」、「ミスホチカラ」が2009年に新たに品種登録出願。

飼料用稲品種の栽培適地の分布



品種名	育成年	栽培適地	粗玄米収量 (kg/10a)	用途
きたあおば	2008年	寒地	825	稲WCS・飼料用米
みなゆたか	2009年 品種登録出願	寒冷地	758	飼料用米
べこごのみ	2006年	寒冷地	686	稲WCS・飼料用米
べこあおば	2005年	寒冷地	732	稲WCS・飼料用米
北陸193号	2007年	温暖地	780	飼料用米
タカナリ	1990年	温暖地	758	飼料用米
ホシアオバ	2002年	温暖地	694 (精玄米)	稲WCS・飼料用米
夢あおば	2004年	温暖地	722	稲WCS・飼料用米
モミロマン	2008年	温暖地	823	稲WCS・飼料用米
ミスホチカラ	2009年 品種登録出願	暖地	725	飼料用米

## 米粉需要に向く品種特性の検討状況

米粉パン・めん等の新たな利用方法の開拓に向けては、製粉技術の改良、用途別適性のメカニズムの解明・品質評価指標の作成とともに、実需者評価を踏まえた品種の選定・開発に取り組んでいる。

これまでの実需者評価では、米粉パン用としては、アミロース(でん粉の一種で、米のパサパサ感・粘り気に関与する因子)含量が中程度の「**タカナリ**」の評価が高く、また、米粉麺では、粘り気が無くめん加工した際に、ほぐれやすい高アミロース性品種「**越のかおり**」が適するという結果が得られている。

	低アミロース (5～15%)	中アミロース (17～20%)	高アミロース (25～35%)
米粉パン	形が変形しやすく不適	タカナリ	表面が硬くなりやすく不適
米粉めん	めんがほぐれにくく不適	めんがほぐれにくく不適	めんがほぐれやすいため適する。 越のかおり
(米飯)	粘りが強く、冷めても硬くなりにくい。 ミルククイーン、おぼろづき	コシヒカリ ひとめぼれ ヒノヒカリ	パサパサした食感で不適。 ただし、ピラフやリゾットには適する。 ホシユタカ 夢十色



アミロース含量が異なる品種を使用した製パン試験  
中アミロース性品種の製パン性が優れる。



アミロース含量が異なる品種を使用した製めん試験  
高アミロース性品種の製めん性が優れる。

## (2) 水稻の直播技術

水稻直播技術は、種籾を直接水田に播種する技術であり、湛水直播栽培及び乾田直播栽培の技術が確立しているところ。

### 種類と特徴

#### 湛水直播栽培

耕起・代かき後に水を張った水田に播種する方式。(散播、条播、点播)

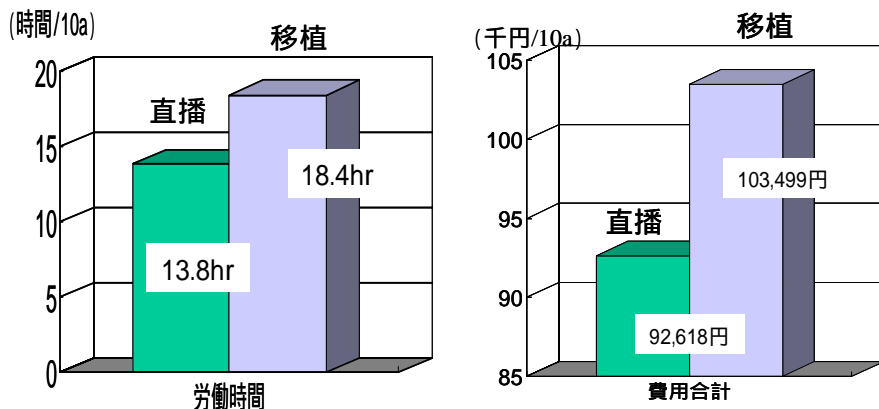
#### 乾田直播栽培

畑状態の水田に播種する方式。(耕起、不耕起)

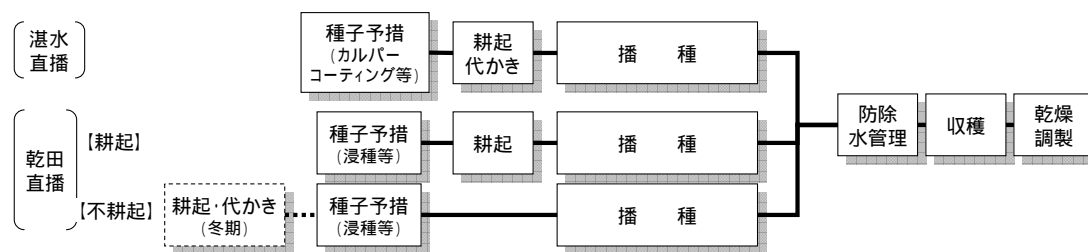
	湛水直播			乾田直播	
播種様式 実施状況(18年)	散播 600ha	条播 7500ha	点播 2400ha	耕起 3400ha	不耕起 1900ha
播種機	背負動力散布機、 ラジコンヘリ	高精度湛水条播機 等	打込み式代かき 同時点播機 等	ドリルシーダー 等	ディスク駆動式 汎用播種機、 V溝直播機 等
省力性 安定性 倒伏	:非常に良好、 :良好又は対応可能、 :要注意				
ほ場条件	・用排水が良好 ・強還元田以外			・地表排水良好 ・水持ち良好 ・地耐力大 ・雑草少	

春作業の省力化(育苗不要)が図られるため、労働時間は2割程度、生産費でも1割程度の低減が可能。  
 播種から収穫までに必要な日数は、同一品種の移植栽培と比較して直播栽培では10日程度長くなるため、  
 移植栽培との組合せにより、収穫時期を分散させ、規模の拡大が可能。

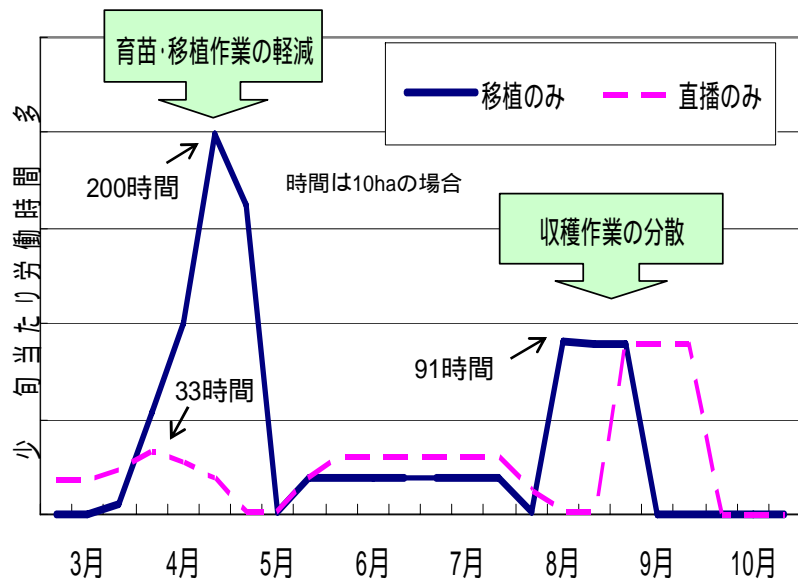
労働時間と生産費の直播栽培と移植栽培との比較



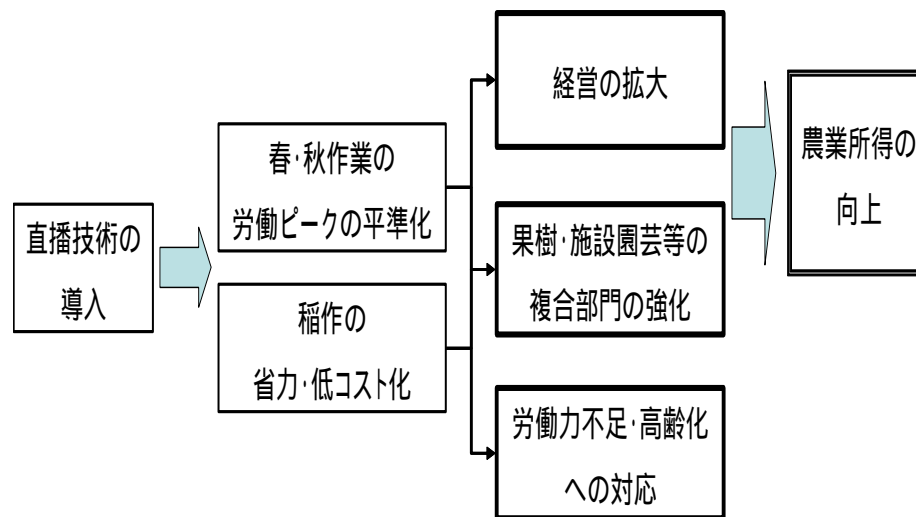
直播栽培の作業体系(代表的事例)



直播栽培技術導入による労働時間の変化のイメージ



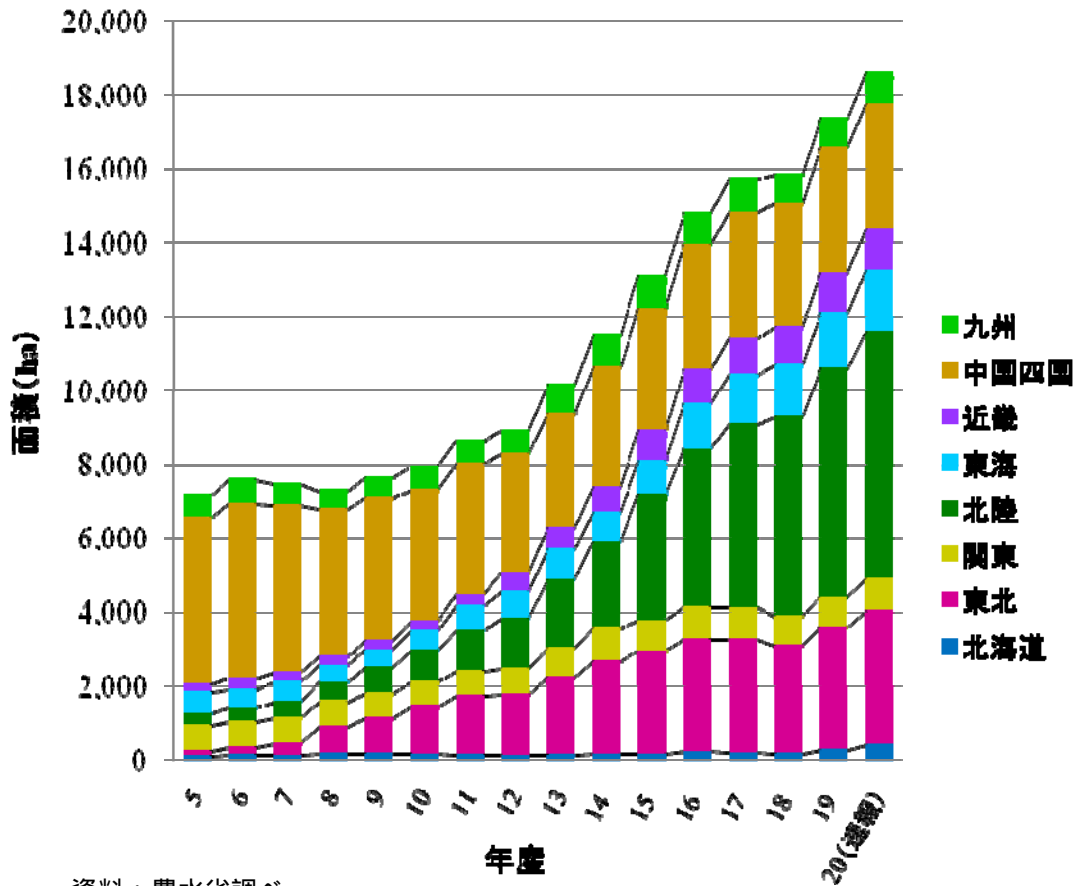
直播栽培技術の導入効果



水稲直播技術については、その導入が各地で活発化しているものの、水稲作付面積全体に占める割合は1%程度。

県全体での導入割合が1割程度まで進んでいる県もあるが、ほとんどの県は1%未満であり、県により取組のばらつきが大きい。

近年の直播面積の推移



資料：農水省調べ

20年産(速報値)における県全体に占める直播導入割合が1%以上の県

	割合	直播面積
福井県	11.6 %	3,106 ha
岡山県	8.7 %	2,908 ha
愛知県	4.7 %	1,466 ha
富山県	4.6 %	1,839 ha
石川県	2.0 %	525 ha
宮崎県	1.8 %	366 ha
滋賀県	1.7 %	576 ha
福島県	1.4 %	1,123 ha
長野県	1.3 %	447 ha
山形県	1.2 %	845 ha
新潟県	1.1 %	1,248 ha

資料：農水省調べ

## 湛水直播栽培

### 1) 条播

#### 概要と特長

耕起・代かき後の水田にスジ状に種物を播種。  
出芽・苗立ちは安定。播種速度が速く、施肥作業も同時に行うことができることから、労働時間の削減が可能。

#### 直播方法

播種機として田植機との兼用利用が可能な高精度湛水直播機が開発済み。  
(8条用365万円(施肥機能付き、ビークル込))



高精度湛水直播機

#### 代表的な成果

8条施肥機能付の場合、播種時間を大幅に短縮可能。

#### 取組の成果

農林水産省実証事業結果(H13～H15)では、以下の成果。

- ・ 労働時間13.5hr/10a  
慣行栽培(18.5hr/10a)より 27%
- ・ 費用合計95,250円/10a  
慣行栽培(105,108円/10a)より 9%

## 1) 点播

### 概要と特長

耕起・代かき後の水田にスポット状に種籾を播種。  
生育につれて株形成が進むため、移植並に耐倒伏性が高い。

### 直播方法

2回目の代かきと同時に点播する打込み式代かき同時点播機が開発済み。  
(8条180万円(施肥機能付き、作業機のみ))



打込み式代かき同時点播機



点播の生育の様子

### 代表的な成果

高精度湛水直播機に比べて作業速度はやや劣るものの、2回目の代かきと播種・施肥が一行程で行えるため、労働時間の短縮が可能。

#### 取組の成果

- 農林水産省実証事業結果(H13~H15)では、以下の成果。
- ・ 労働時間14.2hr/10a  
慣行栽培(17.3hr/10a)より 18%
  - ・ 費用合計93,116円/10a  
慣行栽培(102,476円/10a)より 9%

## 乾田直播栽培

### 1) 耕起乾田直播

#### 概要と特長

耕起した乾田状態の水田へ麦播種用のグレーンドリル等を用いて種物を播種。  
麦作を行っている経営体においては、既存の麦用播種機の有効活用可能。

#### 直播方法

播種機として麦播種用のグレーンドリルを  
活用可能。

(17条用170万円(施肥機能付き、作業機のみ))



グレーンドリル

#### 代表的な成果

既存の麦用播種機の有効活用により農機具費の  
低減が可能。

#### 取組の成果

農林水産省実証事業結果(H13~H15)  
では、以下の成果。

- ・ 労働時間12.4hr/10a  
慣行栽培(17.8hr/10a)より 30%
- ・ 費用合計83,804円/10a  
慣行栽培(102,776円/10a)より 18%

## 不耕起乾田直播

### 概要と特長

耕起をしない乾田状態の水田へ円盤状の作溝輪等によって溝を切り、そこに種物を播種。  
不耕起栽培特有の地耐力の向上が見込まれ、収穫直前までの湛水管理が可能となり、高温障害等の品質低下の防止にも有効。

踏圧に対する土壌の硬さ、作業機械の走行性維持等のために一定の地耐力が必要。

### 直播方法

水稻・麦・大豆で汎用可能なディスク駆動式不耕起汎用播種機や、冬期に代かきを行い春に乾田状態にした水田へ播種する不耕起V溝直播機が開発済み。



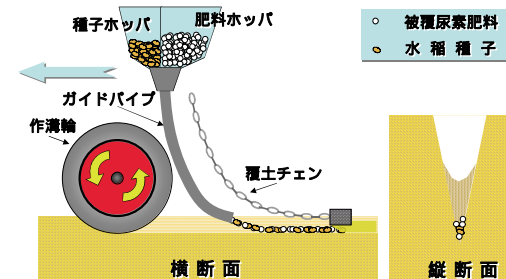
ディスク駆動式不耕起汎用播種機

(6条用250万円(施肥機能付き、作業機のみ))



不耕起V溝直播機

(8条用250万円(施肥機能付き、作業機のみ))



不耕起V溝直播様式

### 代表的な成果

耕起・代かきが省略でき、  
施肥も同時に行えるため、  
労働時間の短縮が可能。

#### 取組の成果

愛知県の事例調査では、以下の成果。

- ・ 労働時間8.2hr/10a  
慣行栽培(13.9hr/10a)より 41%
- ・ 費用合計77,537円/10a  
慣行栽培(84,255円/10a)より 8%

### (3) その他の低コスト技術 病害虫抵抗性品種の導入

新潟県ではいもち病に強い「コシヒカリBL」、愛知県では縞葉枯病、いもち病に強い「あいちのかおりSBL」を育成し導入。農薬使用回数の削減が可能となり、農業薬剤費を低減。

#### 取組の成果

新潟県データからの農産振興課試算例では以下の成果。

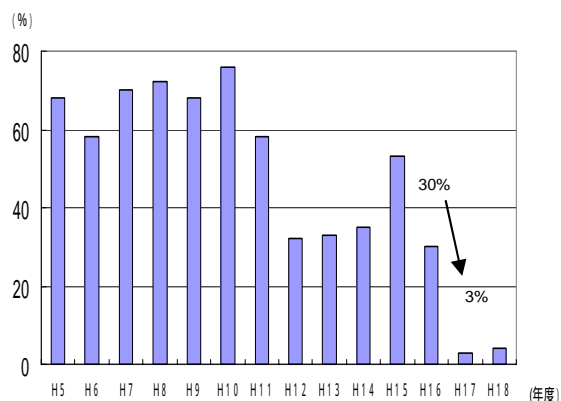
- ・ 農業薬剤費 6,747円/10a  
慣行栽培より13%の減
- ・ 防除労働費 464円/10a  
慣行栽培より40%の減

#### 普及に当たっての留意事項

発病抑制効果を安定して維持するため、いもち病菌の型に応じ、2～3年毎に品種構成を変更することが必要。

新潟県では平成17年に県内コシヒカリ作付のほぼ全面積でコシヒカリBLを導入したところ、穂いもち病の発生面積率は、コシヒカリBLを導入していなかった前年の30%から、3%へと減少。

穂いもちの発生面積率の推移



平成17以降、コシヒカリBLに転換  
(新潟県病害虫防除所病害虫発生予察調査結果)

### 複数品種の導入による作期分散

早生(例:あきたこまち、ひとめぼれ 等)・中生(例:コシヒカリ、ミルキークイーン 等)・晩生(例:日本晴 等)品種を組み合わせ導入することで、

- ・ 収穫期が拡大し、適期収穫が可能で高品質米の生産
- ・ 作期分散による収穫機・乾燥施設の稼働率向上(機械費、光熱動力費の低減)
- ・ 気象災害の危険分散等が可能となる。

#### 取組の成果

早生・中生・晩生品種を組み合わせ導入することで、収穫期の拡大(例:10日前後 20日前後)が図られ、労働ピークの削減とともに、収穫機(コンバイン)や乾燥施設の稼働率の向上が図られ、機械費、光熱動力費の低減が可能となる。

#### 普及に当たっての留意事項

導入品種の選択に当たっては、施肥量(基肥量や、追肥量・追肥回数)、栽植密度など、品種に応じた栽培方法を十分に考慮することが必要。

品種導入に当たっては、販売も視野に入れた地域全体での取組が必要。

## 温湯種子消毒

一般的には60℃の温湯に種もみを10分間浸漬し、その後15℃以下の冷水に5分間漬けることで冷却し、種子消毒を行い、多くの種子伝染性病害の発生を抑える(図1)。

使用農薬成分、農業薬剤費の低減、廃液処理経費の削減が可能。

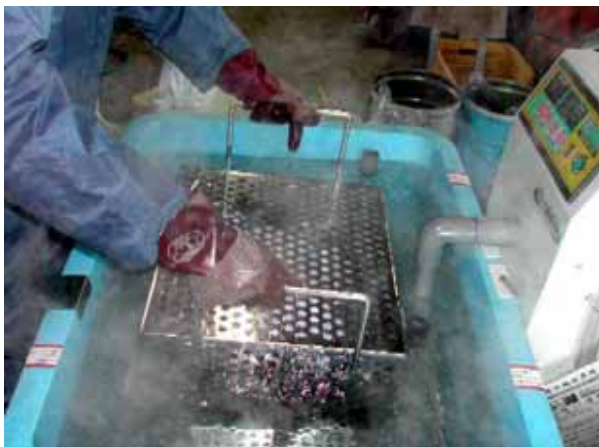
### 取組の成果

栃木県の農家Aでは、10a当たり467円の農業薬剤費と廃液処理経費の削減が可能となった。

### 普及に当たっての留意事項

種子消毒効果や発芽率を確保するため、温度管理を徹底すること。

温湯種子消毒



## プール育苗

育苗ハウス内にプールをつくり、育苗箱を並べて湛水状態で育苗する(図2)。湛水しているため、換気等の温度管理作業やかん水作業は大幅に軽減される。

また、カビや細菌の生育が抑制されるため、防除に必要な農業薬剤費が低減される。また、苗の根の生育が旺盛なため、マット形成が容易であり、床土の削減が可能。

### 取組の成果

宮城県農業センター研究報告(1993)では、以下の成果。

- ・ 育苗にかかる労働時間2.2hr  
慣行育苗(8.6hr)より74%の減。
- ・ 育苗にかかる経費15,140円  
慣行育苗(28,560円)より46%の減。

(いずれも100箱当たり)

### 普及に当たっての留意事項

苗の湛水管理を徹底するため、育苗ハウス内を均平に保つこと。

## プール育苗



## 経費の内訳表

(単位:円/100箱)

項目	慣行育苗	プール育苗
労働費	7,000	1,800
資材費	置き床ビニル	-
	敷き紙	700
	シアンゲル	-
	床土(覆土含む)	20,000
	肥料(追肥用)	40
タチガレエース溶剤	820	-
合計	28,560	15,140

資料:宮城県農業センター

## 疎植栽培

苗の移植間隔を大きくすることで、慣行栽培に比較して必要苗箱数が少なくなり、播種・育苗作業時間、移植作業時間が低減できる。

### 取組の成果

愛媛県農業試験場による試験では、以下の成果。

- ・ 労働時間11.69時間/10a  
慣行栽培より6%減
- ・ 費用合計98,185円/10a  
慣行栽培より5%減

栽植密度(疎植:11株/m<sup>2</sup>、慣行:19株/m<sup>2</sup>)

### 普及に当たっての留意事項

収量確保のため、穂数確保に留意(土地がやせている地域や水温が低い地域、日減水深が20mm以上のほ場は穂数確保が困難)。

疎植栽培(上)と慣行栽培(下)



## 農業機械の共同・汎用利用

田植機やコンバイン、農業用無人ヘリ等の機械を共同利用することや、水稻・麦・大豆の複数品目で汎用播種機や水田用乗用管理機、汎用コンバイン、穀物乾燥機等を汎用利用することにより、稼働面積を拡大し、農機具費を低減。

### 取組の成果

神奈川県農家Bでは、田植機、収穫機、乾燥調製施設等を3戸で共同利用。稼働率向上と規模拡大により、地区平均機械費より7割低減。

### 普及に当たっての留意事項

関係者による計画的な機械利用を図ること。

収穫機、乾燥調製施設使用に当たっては異品種混入防止に留意し、品種や品目の切替え時には清掃を徹底すること。

### 汎用利用が可能な農業機械

水田作における汎用機械

- ・ 不耕起汎用播種機
- ・ 水田用乗用管理機
- ・ 汎用コンバイン
- ・ 穀物乾燥機 など

汎用コンバイン



穀物遠赤外線乾燥機



## 大口予約による資材費の低減

肥料や農薬等の生産資材の購入予約において、前年度の大口予約実績に応じて一定率値引きされるJAの大口割引制度を活用する。

### 取組の成果

山形の法人Cでは、JAの大口利用割引を活用し、購入費7.5%、配達時期奨励により2%の割引。

大分県の法人Dでは、大口利用と搬送料の値引きにより10%割引。

### 普及に当たっての留意事項

法人Cでは、大口割引の利用には200万円以上の取引が必要、配達時期奨励は11～12月に限定。

法人Dでは大口利用割引を活用するためには、10戸以上で共同購入が必要。

## 共同利用施設における乾燥調製料金の値下げ

生産費の中で、賃借料及び料金は11%を占めており、その大半は乾燥調製料金と考えられる。平成17年度の乾燥料金は1,580円/60kg(全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査」)であり、近年低下傾向にあるものの、依然として高い水準にある。

全国のカントリーエレベーター等では、

- ・ 作期分散による荷受期間の拡大
- ・ 収穫作期の受委託幹旋や担い手の利用料金割引などによる荷受量の増加
- ・ 平日料金割引などにより、ピークを分散し荷受量を増加
- ・ 農用地の利用集積などによる農業者の規模拡大等、稼働率を向上させて利用料金を下げることを目指した取組がなされている。

### 取組の成果

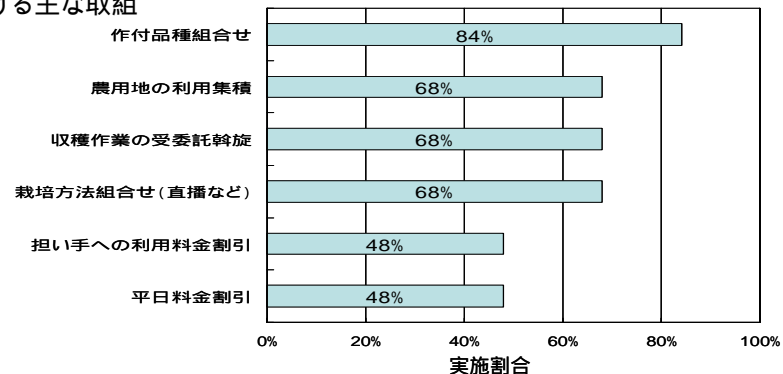
石川県内のカントリーエレベーターでは、担い手等へ利用料金の割引制度導入とその周知徹底等により乾燥料金20%低減

- ・ 25円/kg 20円/kg

### 普及に当たっての留意事項

産地全体として作期分散を図り、収穫や施設への搬入時期が集中しないような栽培体系とすること。

全国で平成18年度利用料金の低減が図られたカントリーエレベーター(25施設)における主な取組



## その他の取組事例

No	取組	内容	成果
1	全量基肥施用	肥効調節型肥料を活用し、側条施肥田植機により、田植えと同時に基肥として全量を一括施用	通常行う追肥を省略できるため、労働時間の短縮や光熱動力費の低減が図られた。
2	グランドカバー植物を利用した省力的畦畔管理耕作法	シバザクラ、アークトセカ、アジュガ等の雑草との競合に強く、害虫の宿主とならない植物で畦畔を被覆	雑草繁茂、害虫繁殖を防止するとともに、除草等の畦畔管理作業の省力化が図られた。
3	水田の基盤整備を契機とした規模拡大の促進	基盤整備を契機に、担い手への農地集積を推進し、経営規模を拡大	作業性の向上が図られた。
4	無人ヘリによる農業薬剤散布	作業の省力化のため、水稻除草剤及び殺虫・殺菌剤を無人ヘリにより散布	10a当たりの労働時間が1時間短縮された。
5	枕地を省略する省力的耕作法	大区画ほ場において、枕地を耕作せず、作業機械の転回や通行用として確保	機械作業の能率を低下させることなく、作業が進められた。

### 3 物流コスト(ばら・フレコンばら流通の実態)

ばら・フレコンばら流通は、一日当たりの荷役可能量が大きく、荷役人員や荷役時間も少なくすむことから、個袋流通に比べ、輸送費用、入出庫費用等のコストが低減。

配合飼料工場は、純ばらでの受入が一般的であり、個袋やフレコンばらの場合は、ばら化を行う必要があるが、その経費はフレコンばら流通の方が割安。

米粉・飼料用米については、ばら・フレコンばら流通を進めるなど、極力、物流経費を低減させるよう取り組むことが重要。

#### 流通形態別の主な作業内容

	包装(個袋)	ばら(フレコン)	純ばら
サイロから出荷作業	袋詰め・マシン作業 リフト・パレット積作業 フォークリフト運転作業	フレコン充てん作業 フォークリフト運転作業	トラック積込・立会作業 トラック充てん作業
付属倉庫入庫作業	フォークリフト運転作業 はい付け作業	フォークリフト運転作業 フレコン積込・補助	-
付属倉庫出庫作業	フォークリフト運転作業 トラック積込・立会作業	フォークリフト運転作業 トラック積込・立会作業	-

資料:「米穀の物流改善を考える」(社)全国食糧振興会

#### フレコンばらと一般包装の荷役実働時間の比較

(単位:分/玄米トン)

	産地	輸送	入出庫	計
フレコン( )	23.1	15.9	7.4	46.2
一般包装( )	70.7	23.7	21.9	116.3
/	33%	67%	34%	40%

(注1)昭和59年度流通総合試験結果((社)全国食糧保管協会)による。  
 (注2)岩手～東京間の荷役実働時間で、フレコンは各種フレコンの平均値。  
 (注3)ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

(参考)

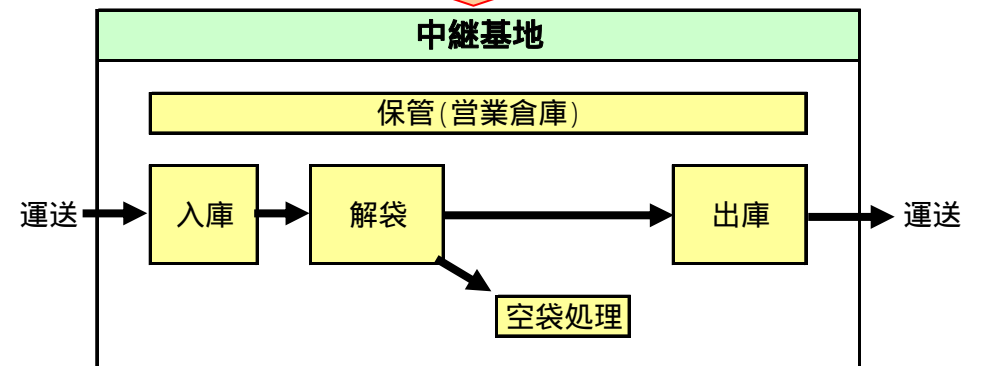
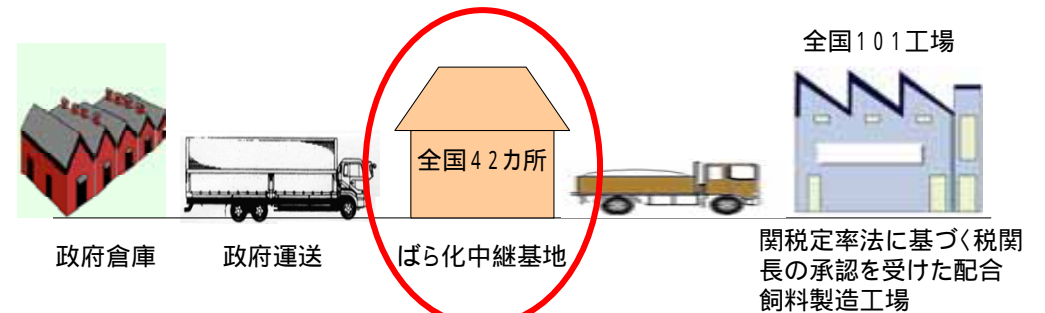
#### 水稻うるち玄米における農産物検査受検状況

(単位:千トン)

	個袋		ばら・フレコンばら		合計
	比率	比率			
19年産	3,394	71%	1,412	29%	4,806

資料:農林水産省調べ


#### 政府保有米(飼料用)の中継基地における解袋処理フロー



## 4 米穀粉の主な粉砕装置(その1)

粉砕装置の種類	粉砕方法	粉の大きさ	特徴
<b>気流式粉砕装置</b> 	粉砕室内のファンが高速回転し、その中に原料米が投入され、粉砕室内の内壁に衝突、あるいは粒子同士が摩擦し粉砕される。 粉砕された粉は気流によって排出される。 湿式・乾式粉砕の両方が可能。	直径50～60ミクロン	微細粒粉の製造が可能 製粉ダメージが少ない 品温が上がりにくい 回転速度、風速の調整で粒度調整が可能 シフターが不要 粉砕と同時に乾燥が行える 機械設備がコンパクト 少量から大量生産まで対応可能 金属同士の衝突部がないので金属粉が混入しない
<b>ピン式粉砕装置(高速粉砕機)</b> 	角ピン状の突起物十数本がついた板を高速回転させ製粉する。 粉砕された粉は、その周囲を囲むスクリーン(篩)を通過し、定められた粒度の粉が製粉される。 原料米は乾式で行う。	直径70～80ミクロン	スクリーンの交換で細かい粉から荒い粉まで粉砕が可能 製粉ダメージがややある 機械設備がコンパクト 少量生産に向く 微細粒粉には不向き
<b>胴搗式粉砕装置(スタンプミル)</b> 	石臼に原料米を入れ、杵により搗いて循環しながら粉砕する。 原料米は湿式で行う。	直径60～80ミクロン	製粉ダメージが少ない 品温が上がりにくい シフターが不要 大量生産(100kg/h以上)に向く 機械設備が大掛かり 機械設備費が高額 製粉に技術を要する
<b>挽き臼式粉砕装置(例;水挽粉砕機)</b> 	原料米を一夜ほど水に浸け、その米を水とともに石臼で水挽きし、細かく挽かれたものを水とともに布袋に入れ圧縮。 その後乾燥させる。	直径50～60ミクロン	微細粒の粉が可能 製粉ダメージが少ない 機械設備が大がかり 機械設備費が高額 製粉に技術を要する
<b>ロール式粉砕装置</b> 	互いに逆方向に回転する2本のロールの間に原料を通し、圧縮させ粉砕する。 原料米は乾式で行う。	直径70～100ミクロン	鋭角的な角を持った粉が出来る シフターが必要 大量生産に向く

## 4 米穀粉の主な粉砕装置(その2)

粉砕装置の種類	粉砕方法	粉の大きさ	特徴
<p data-bbox="185 272 656 328"><b>媒体式粉砕装置(例;ボールミル)</b></p> 	<p data-bbox="730 277 1149 416">金属やセラミックなどの硬質ボールを媒体にして、媒体とともに回転させて粉砕する。円筒内でボールがぶつかり合うことで原料をすりつぶし、より微細に粉砕されていくという仕組み。</p>	<p data-bbox="1223 277 1395 300">直径10ミクロン～</p>	<p data-bbox="1532 277 2063 304">構造がシンプルで扱いやすく、スケールアップが容易。</p> <p data-bbox="1532 331 1845 359">。粉砕処理に要する時間が長い。</p> <p data-bbox="1532 363 1789 391">粒度のばらつきが大きい。</p> <p data-bbox="1509 395 2063 475">ボール(メディア)がポット(ドラム)の内面を削ったり、ボール同士がぶつかり合い磨耗することで、多少なりともコンタミが発生。</p>

## 5 製粉、加工技術

米粉については、用途に応じて、様々な状態の粉が生産されているが、特に洋菓子、米粉パン等の新たな食材原料としての利用に向けては、微粉化を目指し、通常の製粉工程の前処理として、「圧ぺん」、「酵素処理」等の手法を導入した、新たな製粉技術が提案されてきている。

### 新たな米粉の主な粉砕・加工技術の内容・特徴

分類	種類	手法	特徴	利用製品等
製粉	二段階製粉	水漬・脱水後ロール圧偏粉砕後に気流粉砕	平均粒径30ミクロン、澱粉の損傷なく吸水性が高い。	洋菓子、和菓子、米菓
	酵素利用米粉	酵素液浸漬により米粒を軟化させた後、脱水・気流粉砕	平均粒径40ミクロン、澱粉の損傷なく吸水性が低い。	パン、麺、ケーキ
加工	酵素利用＋化粳米粉	グルテンを使用せず、酵素利用米粉にうるち米粉等を添加したパン製造方法	日持ちし、カロリーが低い。小麦アレルギー患者の代替食品に対応。	パン
	ラプライス	グルテンを使用せず、プラスチック発泡成形技術を応用し、発泡性を高める	小麦アレルギー患者の代替食品に対応。	パン
	麺製造	高アミロース米を活用した米麺製造	米粉100%の米粉麺。難消化性澱粉が多いため低カロリー。	ざるそば風米麺、パスタ風米麺

## 6 米粉・飼料用米に関する実需者のニーズと生産者サイドの取組意向

農林水産省において、実需者・生産者の取組意向を調査し、マッチングを行っているところ。

平成21年5月15日現在

### 米粉用米

#### 生産者サイドの取組意向について

	米粉用米の取組意向協議会数	
全国計	1,578協議会のうち244協議会(21年1月)	111 (3月)
	・ <u>46(3月)</u> 117 (マッチング了)	
	[うち県内実需への供給 43(3月) 95協議会]	
	・ <u>65(3月)</u> 110 (協議中)	
	[うち県内実需への供給 52(3月) 96協議会]	
・ 150(3月) 64 (取組の可否を含めて検討中)	227	
合計 261(3月) 291(21年5月)		

#### 実需者のニーズについて

	実需者数
全国計	107(20年10月末)
	<u>86(3月)</u> 128
	(マッチング了又は協議中)

### 飼料用米

#### 生産者サイドの取組意向について

	飼料用米の取組意向協議会数	
全国計	1,578協議会のうち458協議会(21年1月)	254 (3月)
	・ <u>106(3月)</u> 211(マッチング了)	
	[うち県内実需への供給 88(3月) 176協議会]	
	・ <u>148(3月)</u> 113(協議中)	
	[うち県内実需への供給 107(3月) 90協議会]	
・ 175(3月) 83(取組の可否を含めて検討中)	324	
合計 429(3月) 406(21年5月)		

#### 実需者のニーズについて

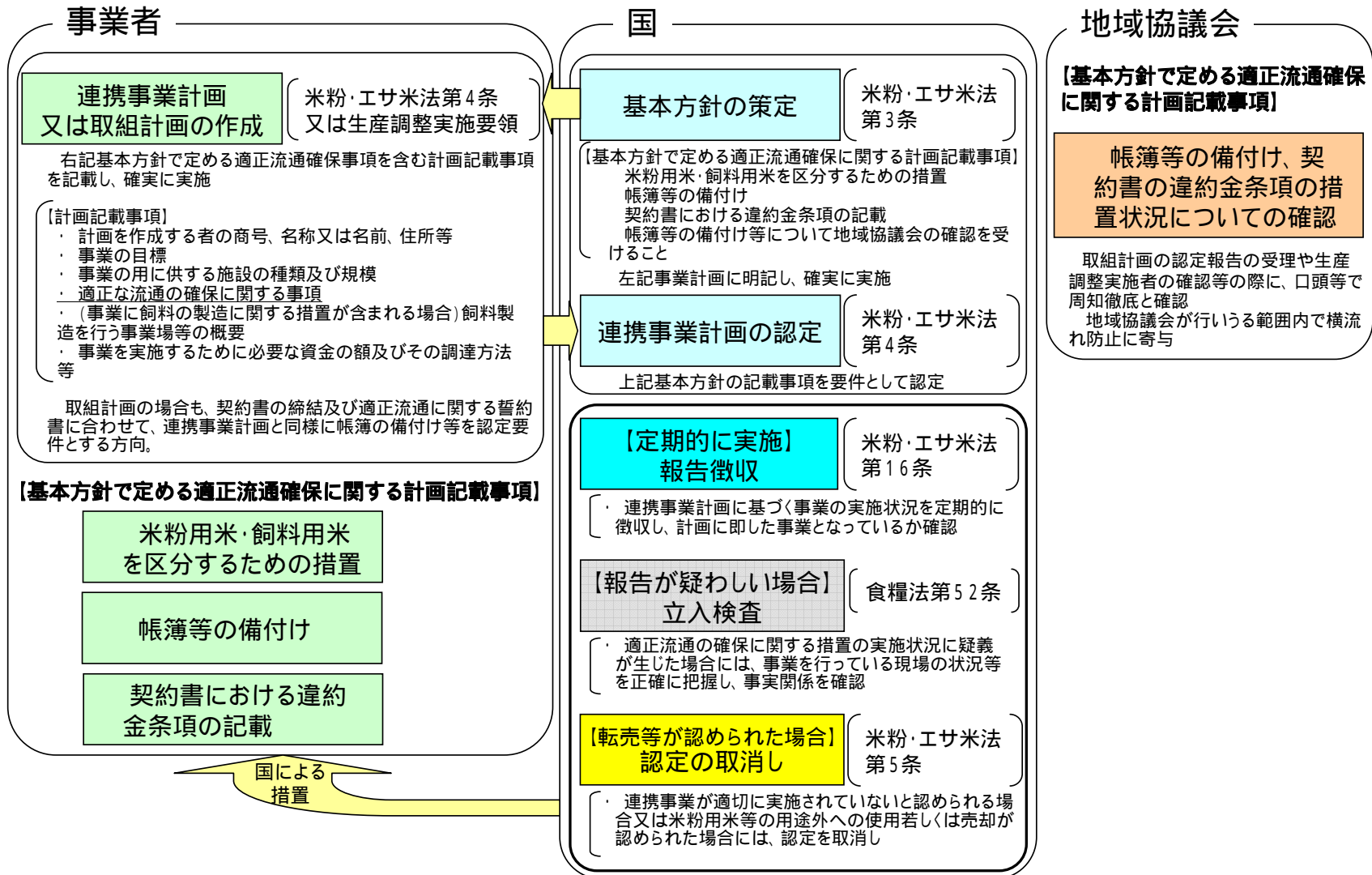
	実需者数
全国計	268(20年10月末)
	<u>166(3月)</u> 208
	(マッチング了又は協議中)

(注) 青色の数字は平成21年3月末、赤色の数字は平成21年5月15日現在の状況である。

# 7 適正流通の確保

米粉用・飼料用といった新規需要米は、主食用以外に用途が限定された米穀であり、当該米穀が定められた用途に適切に供されることが不可欠。

新規需要米の適正流通が確保されるよう、事業者が新規需要米を区分するための措置や帳簿等の備付け等を確実に実施するとともに、国等が立入検査等によりこれらの実施状況等をチェックしていくことが重要。



## 8 新用途米穀等の安全の確保

米粉用・飼料用といった新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法及び飼料安全法等の関係法令を遵守し、食品・飼料としての安全性の確保を図ることが必要。

### (1) 食品衛生法の概要

- 厚生労働省では食品の安全性の確保のため、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じている。
- 特に、平成15年5月の食品衛生法の改正により平成18年5月から食品中に残留する農薬等の規制にポジティブリスト制が導入。

#### 法の目的

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。

#### 主な規制の内容

- 有害食品等の販売等の禁止  
腐敗した食品、有害な食品等の販売等（販売のための採取、製造、加工、輸入、使用、貯蔵、陳列等）を禁止
- 食品、添加物、器具、容器包装の規格基準  
厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、食品、添加物、器具、包装容器の原材料の規格、製造方法の基準等を制定

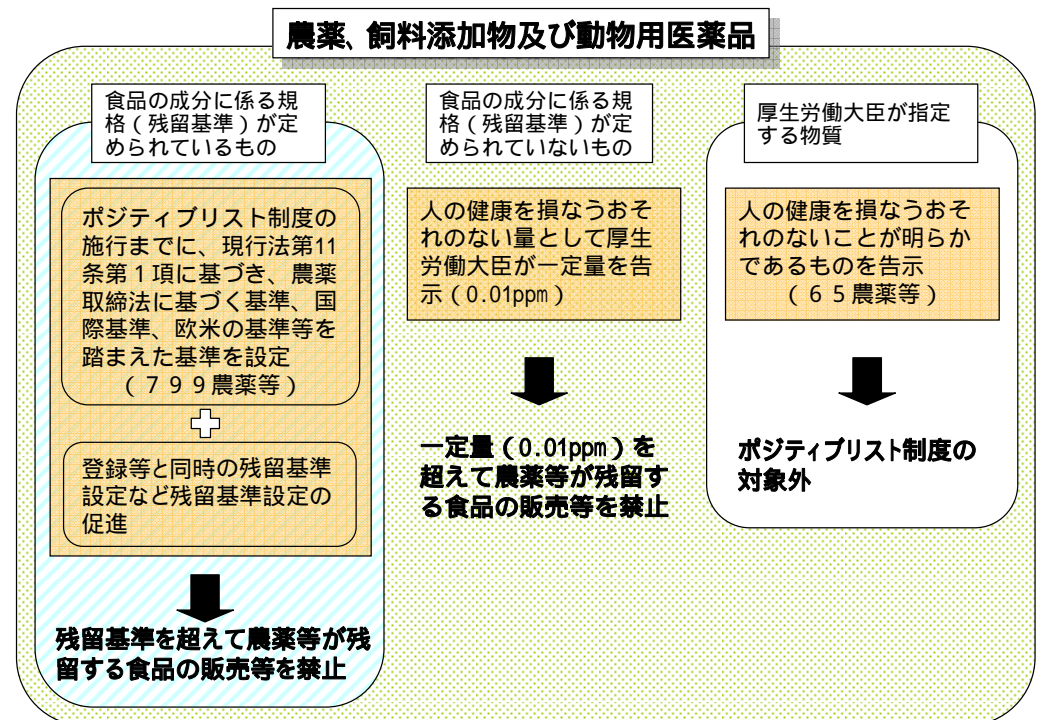
#### 参考 農薬等の残留規制(ポジティブリスト制、法第11条関係)

食品中に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物医薬品）に関して、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止するポジティブリスト制度が平成18年5月から導入。

- ポジティブリスト制度では、原則規制された状態で、使用、残留を認めるものについてリストアップ。
- ポジティブリスト制度による規制には、3つの大きな柱がある（右図参照）。

### 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度

(平成18年5月29日施行)



平成17年11月29日付けで関係告示を公布。

本制度は加工食品を含むすべての食品が対象である。

## (2) 飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)の概要

- 農林水産省では国内で生産される、あるいは海外から輸入される飼料の安全性を確保するため、飼料安全法を制定し、各種の規制を実施。
- 特に、残留農薬、重金属、かび毒については基準値を設定。

### 法の目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を確保

### 法規制の対象

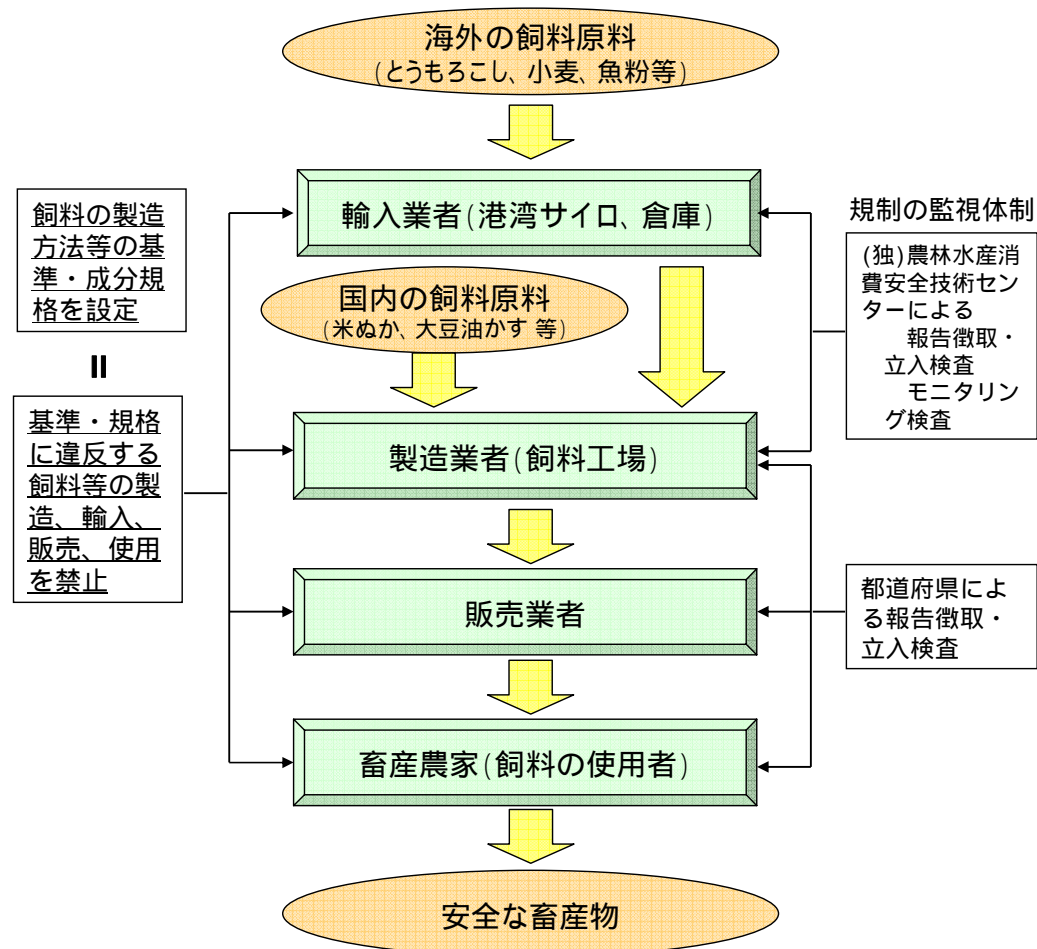
- 家畜；牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏 など
  - 養殖水産動物；ぶり、まだい、ぎんざけ など
- 31種類

### 安全性の確保に関する規制

- 国が規格及び基準を設定し、これに合致しない飼料等の製造・輸入等の禁止、有害物質を含む飼料等の製造・輸入等の禁止及び廃棄命令
- 製造・輸入・販売業者の届出、報告の徴取、立入検査等

### 参考 飼料中の化学物質に関する規制(法第3条、4条関係等)

- 残留農薬  
食品の残留基準値を満たさない畜産物が生産されないように、飼料中の農薬に関して残留基準値(MRL)を設定。現在、60成分についてMRLを設定。
- 有害な化学物質  
家畜の健康と畜産物の安全性を確保するため、飼料中の有害な化学物質の基準値を設定。
  - 重金属  
鉛、カドミウム、水銀、ヒ素
  - かび毒  
アフラトキシンB1、ゼアラレノン、デオキシニバレノール



### (3) 飼料用の粳米の安全性確保(農薬使用等)

- ・ 飼料用米については、粳米のまま鶏等に給与することが効果的であるが、粳米における農薬の残留についての知見がないのが現状。
- ・ 当面は農薬使用又は粳米の飼料利用について指導により制限し、食の安全を確保。
- ・ 今後、粳米に係る農薬残留試験を行い、適正な農薬使用や飼料給与の下、飼料用米の生産拡大及び畜産物の安全を確保。

#### 当面の措置とその課題

##### 当面の措置

粳米の農薬残留の知見がないため、  
出穂期以降に農薬の散布を行う場合には家畜へは粳摺りをして給与  
粳米で給与する場合は、出穂期以降の農薬散布は控える

により畜産物の安全を確保

##### 課題

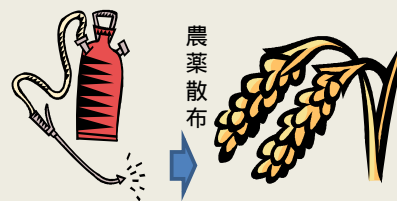
鶏等においては、粳米利用が効率的。普及のためには適正な農薬使用で粳米利用がしたい。

地域によっては農薬使用の制限により、生産効率の低下、食用米生産との軋轢が発生。

#### 今後の対応

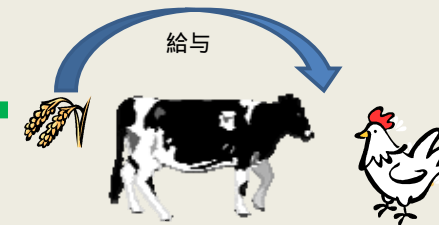
もみがらを含む飼料用米(粳米)の給与について以下の試験を実施

##### 作物残留試験



農薬を使用した粳米の  
農薬残留を試験

##### 畜産物への残留試験



農薬を使用した粳米を給与し、  
畜産物への残留を試験

適正な農薬使用や飼料給与を可能とすることにより  
飼料用米の円滑な生産拡大と畜産物の安全を確保

## 9 米粉製品の表示

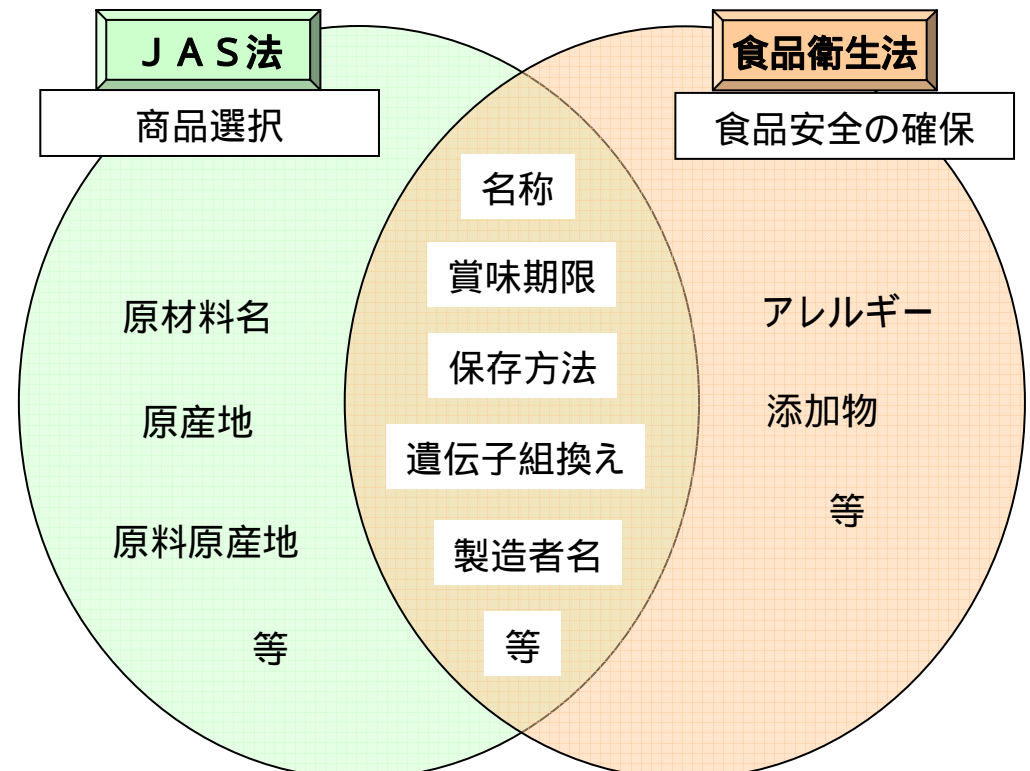
米粉・米粉加工品の表示については、景品表示法、不正競争防止法、JAS法、食品衛生法等の関係法令を遵守した上で、消費者に誤認を与えず、適切な選択ができるような表示をすることについて徹底していく必要。

表示については、景品表示法及び不正競争防止法により、消費者に誤認を与えるような表示や虚偽表示が横断的に禁止されており、JAS法、食品衛生法等により、商品選択や食品安全の確保等に関する表示が義務付けられている。

### 誤認表示や虚偽表示を禁止する法律 (食品を含む全ての商品・サービス)

	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法) 【公正取引委員会所管】	不正競争防止法 【経済産業省所管】
目的	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	事業者間の公正な競争を確保
規制対象	食品を含むすべての商品、役務	食品を含むすべての商品、役務等
主な規制内容	以下の表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止  商品又は役務の品質等について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示(優良誤認)  商品又は役務の価格等の取引条件について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認)  商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示(個別に指定)	商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量等を誤認させるような表示・虚偽の表示を禁止
違反の場合の措置	行政措置 排除命令(違反行為の差止め、誤認排除(公告)、再発防止等)  排除命令に従わない場合 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又は併科(法人重課として3億円以下の罰金) (行政措置に従わない場合のみに罰則を適用)	刑事的措置 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科(法人重課として3億円以下の罰金) 民事的措置として、事業者による差止請求・損害賠償請求

### 必要な情報の表示を義務付ける法律



上記のほか、食品については、健康増進法に基づき、栄養表示をしようとする者に対する栄養表示基準の遵守義務、病者用等の特別用途表示の許可制、誇大広告の禁止が定められている。

## 【参考1】

食パンや生めん類等の「表示に関する公正競争規約」(景品表示法の規定により、公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が自主的に設定する業界ルール)は、平成20年6月末日現在、69規約(食品関係37規約、酒類関係7規約、その他25規約)が設定されており、不当表示が禁止されている。

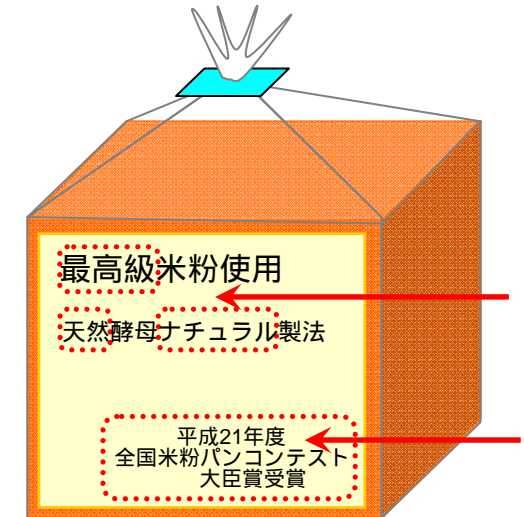
### 表示に関する公正競争規約

食品一般 (37規約)	飲用乳 はっ酵乳・乳酸菌飲料 殺菌乳酸菌飲料 チーズ アイスクリーム類及び氷菓 はちみつ類 ロイヤルゼリー うに食品 辛子めんたいこ食品 削りぶし 食品のり 食品缶詰 トマト加工品 粉わさび 生めん類 ビスケット類 チョコレート類 チョコレート利用食品 チューインガム 凍豆腐 食酢 果実飲料等 コーヒー飲料等 合成レモン 豆乳類 マーガリン類 観光土産品 レギュラーコーヒー等 ハム・ソーセージ類 食肉 包装食パン 即席めん類等 みそ ドレッシング類 しょうゆ もろみ酢 食用塩	身の回り品 (3規約)	帯締め及び羽織ひも 人造真珠 眼鏡類	
	家庭用品 (2規約)	家庭電気製品製造業 家庭電気製品小売業		
	医薬品・化粧品等 (5規約)	化粧品 化粧石けん 家庭用合成洗剤及び家庭用石けん 歯みがき 防虫剤		
	自動車等 (4規約)	自動車業 二輪自動車 タイヤ 農業機械		
	不動産 (1規約)	不動産		
	サービス業 (3規約)	募集型企画旅行 銀行業 指定自動車教習所業		
	その他 (7規約)	写真機類小売業 ペットフード 釣竿 ピアノ スポーツ用品 電子鍵盤楽器 記録メディア製品		
	酒類 (7規約)	ビール 輸入ビール ウイスキー 輸入ウイスキー 単式蒸留しょうちゅう 泡盛 酒類小売業		
		計	69規約	

### 包装食パンの表示に関する公正競争規約

#### 必要表示事項

- 品名
- 原材料名
- 内容量
- 消費期限
- 保存方法
- 原産国名
- 事業者の氏名又は名称及び住所



#### 不当表示の禁止

- 客観的な根拠に基かない「最高級」、「特上」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示
- 客観的な根拠に基かない「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「生」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 など

#### 特定事項の表示基準

- 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとする など

## 【参考2】

「名称」、「原材料」、「アレルギー物質」等については、JAS法、食品衛生法等の様々な法律によって、表示が義務付けられている。

法律の名称	表示対象食品	表示の目的	表示しなければならない事項 等
JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律) 【農林水産省所管】	一般消費者向けのすべての飲食物品 (次頁表1参照)	農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって、一般消費者の選択に資するための表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮食品；名称、原産地</li> <li>・加工食品；名称、原材料名、原料原産地名（20食品群＋4品目の場合）、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等</li> <li>・遺伝子組換え食品に関する事項</li> <li>・その他個別に品質表示基準が定められている場合は、その事項</li> </ul>
食品衛生法 【厚生労働省所管】	容器包装に入れられた食品等 (次頁表2参照)	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者氏名、製造所所在地 等</li> <li>・アレルギー物質、遺伝子組換え食品、保健機能食品（栄養機能食品、特定保健用食品）に関する事項</li> </ul>
健康増進法 【厚生労働省所管】	販売されている食品に栄養改善や健康増進に関する事項を表示する場合	国民の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>栄養表示をしようとする者に対する栄養表示基準の遵守義務</u></li> <li>・乳児用、病者用等の特別用途表示の許可制</li> <li>・誇大表示の禁止</li> </ul>
計量法 【経済産業省所管】	密封をした食品等の特定商品	適正な計量の実施の確保	内容量 等
米トレーサビリティ法 (米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律) 【農林水産省所管】	米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等（政令で指定。現在検討中。）	産地情報の伝達を義務付けることにより、一般消費者に米穀等の産地情報の提供を促進	指定米穀について一般消費者に販売又は提供するときは、米穀の産地を伝達

【表1】JAS法に基づく品質表示基準一覧

品質表示基準名称	
一般的に適用される品質表示基準	生鮮食品
	加工食品
	遺伝子組換え食品
個別の生鮮食品に係る品質表示基準	玄米及び精米
	水産物
	しいたけ
個別の加工食品に係る品質表示基準	農産物缶詰及び農産物瓶詰
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
	果実飲料
	炭酸飲料
	豆乳類
	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
	ベーコン類
	ハム類
	プレスハム
	混合プレスハム
	ソーセージ
	混合ソーセージ
	チルドハンバーグステーキ
	チルドミートボール
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
	特殊包装かまぼこ類
	風味かまぼこ
	乾めん類
	即席めん
	マカロニ類
	凍豆腐
	パン類
	農産物漬物
	トマト加工品
	ジャム類
	乾しいたけ
水産物加工品	うに加工品
	うにあえもの
	乾燥わかめ
	塩蔵わかめ
	削りぶし
	煮干魚類
	うなぎ加工品
調味料	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料
	食酢
	風味調味料
	乾燥スープ
	ウスターソース類
	しょうゆ
	みそ
油脂及び油脂加工品	めん類等用つゆ
	食用植物油類
	マーガリン類
その他	レトルパウチ食品
	野菜冷凍食品
	チルドぎょうざ類
	調理冷凍食品
	野菜冷凍食品
個別の加工食品で原料原産地表示が義務づけられているものの品質表示基準	農産物漬物
	うなぎ加工品
	削りぶし

【表2】食品衛生法施行規則に規定される食品又は添加物

別表第三

一	マーガリン
二	酒精飲料（酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
三	清涼飲料水
四	食肉製品
五	魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
六	シアン化合物を含有する豆類
七	冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものであつて、容器包装に入れられたものに限る。）
八	放射線照射食品
九	容器包装詰加圧加熱殺菌食品
十	鶏の卵
十一	容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）であつて生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに ロ 加工食品であつて、イに掲げるもの以外のもの ハ かんきつ類、バナナ
十二	別表第七の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）
十三	保健機能食品
十四	添加物

別表第七

作物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの 十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	一 コーンシナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	一 ポテトシナック菓子 二 乾燥ばれいしょ 三 冷凍ばれいしょ 四 ばれいしょでん粉 五 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの 六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの
菜種	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの

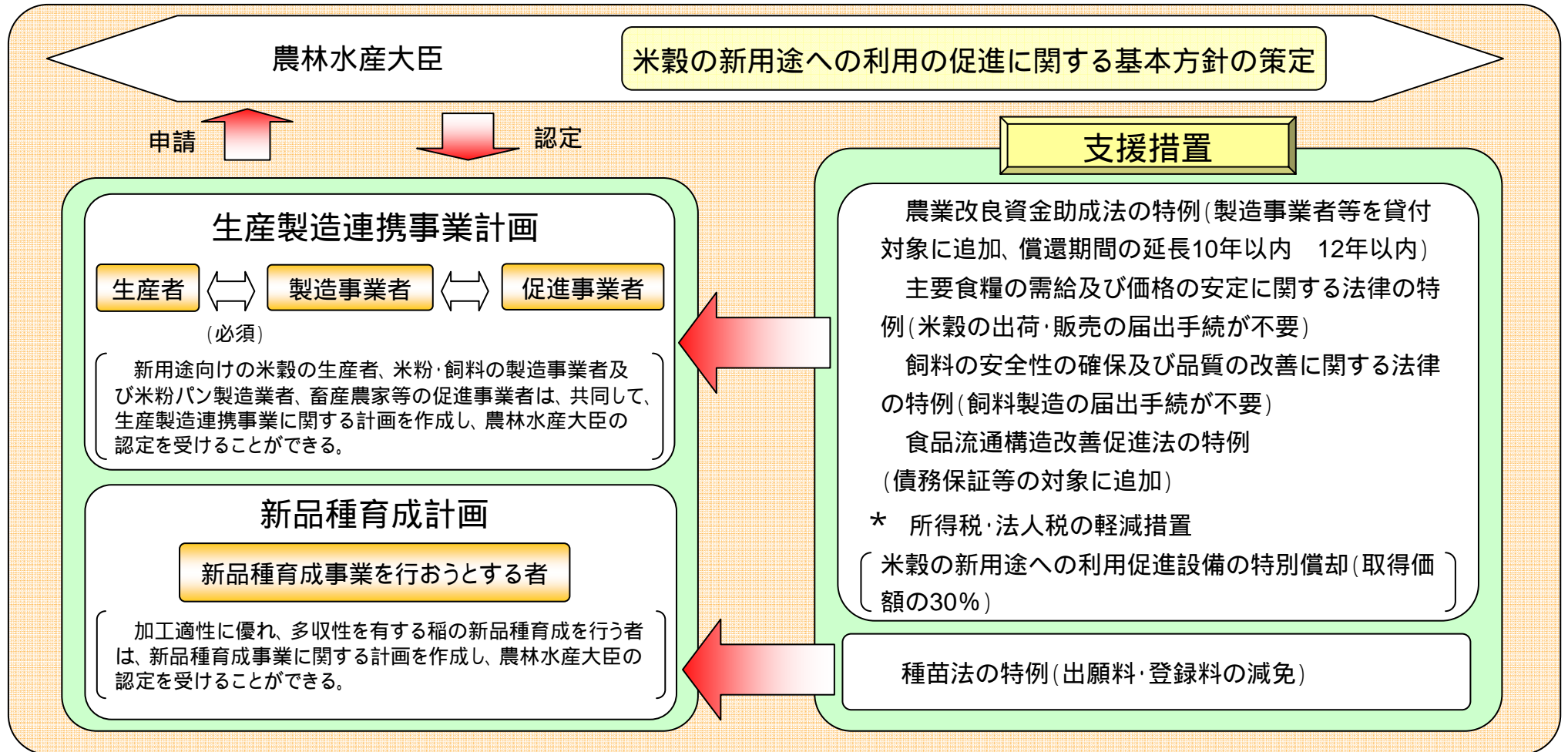


# 米の新用途利用促進対策

# 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年7月1日施行)

## 【法律の趣旨】

米穀の新用途(米粉用・飼料用等)への利用を促進し、我が国の貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保

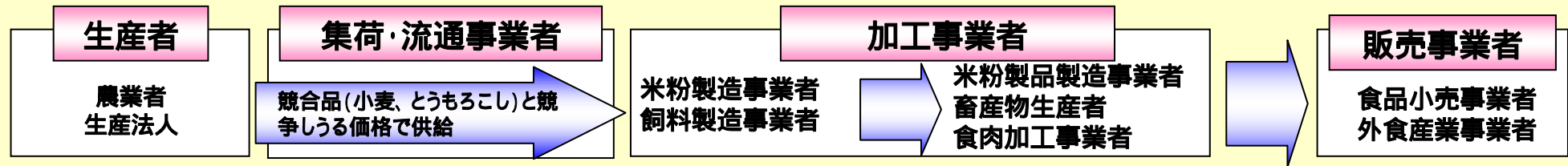


水田の有効活用と食料の安定供給の確保

## 2 米粉等の定着拡大に向けた支援(平成21年度予算)

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)



### 支援措置

#### 生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

#### 【交付要件】

- 実需者との播種前契約等があること
- 低コスト生産を行うこと
- 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5.5万円 / 10a

(うち0.5万円 / 10aはコスト削減等の取組に対する加算)

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

#### 生産者、集荷・流通事業者、加工事業者等が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

#### 【施設整備等の支援(補助率:定額(1/2))】

- 農業生産機械の導入
- 加工施設の整備
- 乾燥調整・集出荷貯蔵施設の整備 等

#### 【製品市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額(1/2))】

#### 都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

#### 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

### 3 国産農産物の需要の拡大に向けた支援（平成21年度補正予算）

#### 地域・生産者による生産・流通面の取組への支援

水田における転作作物について、地域の計画の下で地域・生産者がまとまって実施する取組を支援

##### ・麦、大豆、飼料作物等

【助成水準】 最大1.5万円 / 10a

##### 【取組メニュー】

実需者との連携活動(実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等)

品質向上活動(タンパクや残留農薬の分析と色彩選別機による選別等)

物流効率化活動(効率的な流通に向けたフレコン出荷の実施等)

環境・安全活動(堆肥の共同施用による化学肥料の節減等)

(取組1メニューに対して5,000円/10aを助成、最大3メニューまで)

##### ・米粉用米、飼料用米

【助成水準】 2.5万円 / 10a

##### 【取組メニュー】

実需者との連携活動(実需者と連携した市場調査の実施と生産流通計画の策定等)及び混入防止活動(ほ場乾燥による収穫時期の分散化等)

効率的な流通体制の整備(フレコン出荷の実施等)又は集中乾燥調製体制の整備(共同乾燥調製施設による集中乾燥調製の実施等)

( と の両方を実施)

#### 生産者・実需者が連携した需要拡大に向けた取組への支援

##### ・新品種・新技術の普及、産地と実需者との播種前契約の推進

パン・中華めん用小麦品種の作付、大豆300A技術の実証、大豆生産者と実需者とが3年間程度の契約栽培を行う取組等を支援。

##### ・国産麦、大豆及び新規需要米を用いた商品開発の推進

食品製造業者等に対して、商品開発に必要な原料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。

## 4 加工事業者等が行う施設の整備等に対する支援 (平成21年度日本政策金融公庫資金条件改定)

### 食品安定供給施設整備資金の貸付条件の改定(中小企業者向け、10年超)

#### 【貸付対象】

「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて生産・流通・加工・販売の各関係者が整備する以下の施設等

米穀の乾燥調整・集出荷貯蔵施設

米粉又は米を原材料とした飼料の流通、加工、製造に係る施設

米を原材料とした食品(畜産物を含む)の流通、加工、製造、販売に係る施設

、 、 に関連して必要となる費用(立ち上がり時の運転資金)

新技術の利用をともなう新商品の開発等に必要な施設

と一体的となって必要となる費用(特許権の取得費用等)

#### 【償還期限】

15年(うち据置期間 3年)

#### 【融資率】

現行 20～50%

**80%**

#### 【貸付利率】

現行1.85～2.15%

**1.65%**

( **中小特利** - 1

/ 21年7月1日現在)

、 、 の整備に関連して立ち上がり時に必要となる運転資金は、2.40%(21年7月1日現在)

なお、生産者組合、農業協同組合等が整備する場合は、農林漁業施設資金(共同利用施設)の利用も可能

【貸付利率】 現行2.05%

1.80%(農林D-3 / 21年7月1日現在)

## 5 加工事業者等が行う施設の整備に対する支援（平成21年度税制改正）

### 新規需要米の需要拡大を促進するための設備に対する税制の特例措置

#### 【特例措置の対象】

青色申告書を提出する個人又は法人で「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けたものが取得する以下の設備

#### 1. 新用途米穀加工品（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する新用途米穀加工品をいう。）を製造する設備

設備名	対象機械及び装置
米穀粉製造設備	気流式、ピン式、胴つき式、ひきうす式（冷却機能を有するもの）、ロール式又は媒体式の粉碎装置 上記粉碎装置と同時に設置する専用の原材料受入装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、選別装置、精米装置、原材料洗浄装置、浸漬装置、脱水装置、ばいせん装置、ホッパー、分離装置、乾燥・冷却装置、ふるい機、混合装置、制御装置、排水処理装置、集じん装置、ポンプ又は配管
飼料製造設備	ロール式又はハンマー式の粉碎装置 上記粉碎装置と同時に設置する専用の原材料受入装置、選別装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、ホッパー、ふるい機、制御装置、集じん装置、ポンプ又は配管

#### 2. 新用途米穀加工品を原材料とする加工品を製造する設備

パン製造設備	シート式又はピストン式の分割装置 上記分割装置と同時に設置する専用のまるめ装置、成形装置、搬送装置又は制御装置
めん製造設備	蒸練装置、製めん装置及び冷却装置（これらを同時に設置する場合に限る） 上記蒸練装置、製めん装置及び冷却装置と同時に設置する専用の切出装置、搬送装置又は制御装置

対象設備の詳細は農林水産省のホームページの「米粉の情報」の税制告示（URL [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k\\_houritu/index.html#zei&shikin](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/komeko/k_houritu/index.html#zei&shikin)）を参照。

#### 【特例措置の内容】

同法の施行の日から平成23年3月31日までの間に、上記の設備を取得した場合には、所得税・法人税において、その取得価額の30%相当額の特別償却ができる。

#### (参考) 特別償却の効果

特例措置	概要	効果
特別償却	固定資産を取得した事業年度に限り、取得価額に一定率（30%）を上乗せして償却（減価償却の前倒し）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上乗せして償却した分、費用として損金計上できるので、1年目の納税額を軽減することができる（2年目以降の償却額が減少するので、納税総額は不変）。</li> <li>・設備投資直後のキャッシュフローの改善に役立つ。</li> <li>・初期の償却額が増加するため、投資資金の回収期間が短縮され、次の新規投資へのインセンティブを与えることができる。</li> </ul>

## 6 米粉処理加工施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の採択一覧(平成20年度補正予算)

	計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (20・21年産)	主たる販売先
秋田県	潟上市	(株)淡路製粉 (米粉微粉碎機)	79,000 (39,500)	潟上市 ・営農組合 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、県内のホテルや製パン業者に販売</li> <li>・ 全国食品問屋を通じて、家庭用米粉を全国量販店や地方の量販店に販売予定</li> <li>・ また、ネット販売を利用し、消費者に直接販売予定</li> </ul>
新潟県	胎内市	新潟製粉(株) (米粉微粉碎機、上屋)	全体事業費 1,222,750 (611,375) H20事業費 451,726 (225,863)	胎内市 ・地元JA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、米粉とグルテン入りの米粉を販売</li> <li>・ 米粉については、大手製粉メーカーに販売(大手製粉メーカーがグルテン添加した後、製パンメーカーが購入し、米粉パンとして大手コンビニエンスストアが販売)</li> <li>・ グルテン入りの米粉については、グルテン添加を県内の製粉業者に外注し、大手製パンメーカー等に販売</li> </ul>
石川県	金沢市	(株)ほくりく製粉 (米粉微粉碎機)	8,650 (4,325)	金沢市 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の菓子店に販売予定</li> </ul>
滋賀県	東近江市	農事組合法人 万葉の郷ぬかづか (米粉微粉碎機)	2,605 (1,302)	東近江市 ・ぬかづか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ぬかづか」で米粉からパン・麺まで製造</li> <li>・ 現在、「ぬかづか」が運営している直売所で販売</li> <li>・ 地元の保育園にも納入</li> </ul>
徳島県	小松島市	東とくしま農業協同組合 (米粉微粉碎機)	67,620 (33,810)	小松島市 ・地元JA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直売所、県内のスーパー等で販売を予定</li> </ul>
熊本県	熊本県	熊本製粉(株) (米粉微粉碎機)	224,200 (112,100)	阿蘇市 ・個人 荒尾市 ・個人 熊本市 ・個人 人吉市 ・個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、九州の製パン・製菓業者と製麺業者に販売</li> <li>・ 大手製パンメーカーからの問い合わせもあり、販売を検討</li> <li>・ 現在、宮崎の学校給食のパン用としても販売、今後、九州一円の学校給食用としての販売を検討</li> <li>・ 外食産業の麺用としても販売を検討</li> </ul>

新潟製粉の施設整備については、21年度も継続して実施

## 7 新規需要米生産製造連携関連施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の第1次採択一覧 (その1)

### (米粉関連の施設整備)

	計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (21年産)	主たる販売先
1	福島県郡山市	田中製粉株式会社 (米粉の製粉機械)	10,430 (5,215)	郡山市 ・JA郡山市	・地元スーパーの総菜部門を担当する子会社、製パン業者に販売予定
2	福島県白河市 (代表)、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	フーズテクノ株式会社 (米粉パンの製造機械) (ミックス粉の製造機械)	63,160 (31,580)	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 ・JA東西しらかわ	・現在、新和食メニュー向け素材として、外食チェーンへ販売 ・食物アレルギーの消費者向けに、本州を中心とした生協及び外食チェーンへの販売並びにネット販売も実施 ・米粉100%パンを百貨店へ販売 ・今後、量販店へ販売を予定
3	栃木県	株式会社波里 (米粉の製粉機械)	465,334 (232,667)	栃木県 ・JA全農栃木	・現在、家庭用米粉製品向けの米粉を大手商事会社、業務用米粉製品向けの米粉を大手製粉会社に販売 ・パン用、麺用向けの米粉は、自社販売 ・栃木県の学校給食のパン用として販売
		日の本穀粉株式会社 (米粉の製粉機械)	224,550 (122,275)		・現在、「こめdeパン(製品名)」を全国88社、「こめdeケーキ(製品名)」を全国119社で販売(平成20年度実績) ・小売包装は、栃木県内のスーパー、農協等で販売 ・栃木県の学校給食のパン用として販売
4	群馬県	星野物産株式会社 (米粉の製粉機械)	23,600 (11,800)	群馬県 ・JA全農	・現在、「米粉入りミックス」(米粉使用商品)を販売 ・今後、現在開発中の「米粉入り乾麺」、「業務用米粉」を販売予定
		群馬製粉株式会社 (米粉の製粉機械)	全体事業費 1,009,900 (504,950) H21事業費 99,900 (49,950)	群馬県 ・JA全農群馬	・現在、洋菓子用米粉は代理店を通じて全国の洋菓子店へ販売 ・米粉麺用米粉は、秋田、静岡等の加工業者に販売

## 7 新規需要米生産製造連携関連施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の第1次採択一覧 (その2)

### (米粉関連の施設整備)

	計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (21年産)	主たる販売先
5	千葉県袖ヶ浦市	君津市農業協同組合 (米粉の製粉機械・上屋)	8,258 (4,129)	袖ヶ浦市 ・JA君津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 袖ヶ浦市農畜産物直売所『ゆりの里』で販売予定</li> <li>・ 袖ヶ浦市農畜産物直売所出荷者協議会加工会員に販売予定</li> <li>・ 君津地域の給食へ米粉パンを製造・販売予定</li> </ul>
6	新潟県胎内市	中条町農業協同組合 (カントリーエレベーターの増設)	654,702 (327,351)	新潟県 ・JA全農新潟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、大手製粉メーカー、大手パンメーカー、学校給食のパン用に販売</li> <li>・ 今後、大手コンビニエンスストア、大手菓子メーカー、製パンメーカー、ファミリーレストランへ販売を拡大予定</li> </ul>
		新潟製粉株式会社 (米粉の製粉機械・上屋)	1,228,360 (388,317)		
		株式会社タイナイ (パン粉の製造機械・上屋)	362,720 (181,360)		
7	新潟県南魚沼市	しおざわ農業協同組合 (米粉の製粉機械・上屋)	5,500 (2,750)	南魚沼市 ・JAしおざわ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の直売所、スーパーで販売予定</li> <li>・ 地元の学校給食のパン用としても販売を検討中</li> </ul>
8	石川県小松市	農事組合法人明峰ファーム (米粉の製粉機械)	8,000 (4,000)	小松市 ・明峰ファーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、JA直売所で販売</li> <li>・ 今後は、県内Aコープ、道の駅、空港売店、養護施設等へ販売を拡大予定</li> </ul>
9	岐阜県海津市	有限会社レイク・ルイズ (米粉の製粉機械・上屋) (米粉麺の製造機械・上屋)	57,000 (28,500)	海津市 ・JA西美濃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら米麺を製造し、道の駅、JA直売所及びインターネットで販売</li> <li>・ 今後、JA等からの委託製粉・製麺も行う予定</li> </ul>
10	滋賀県野洲市	株式会社関司穀粉 (米粉の製粉機械の改修)	全体事業費 268,500 (134,250) H21事業費 12,000 (6,000)	野洲市 ・グリーンちゅうず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、JR駅構内の直販店へ米ワッフル冷凍生地を販売</li> <li>・ 今後、全国の菓子店、直販店に米粉加工品(冷凍生地)を販売予定</li> <li>・ ネット販売や全国の食品問屋を通じてパン、洋菓子用米粉を販売予定</li> </ul>

## 7 新規需要米生産製造連携関連施設整備事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の第1次採択一覧 (その3)

### (米粉関連の施設整備)

	計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (21年産)	主たる販売先
11	熊本県	熊本県パン協同組合 (米粉パンの製造機械の改修)	3,312 (1,656)	熊本県 ・熊本経済連	・9月より熊本県の学校給食に米粉パンを供給
		鹿本農業協同組合 (米粉の製粉機械・上屋)	15,000 (7,500)	山鹿市 ・JA鹿本	・現在、地元の道の駅や農産物直売所『ひらやま湯の里市』において米粉を販売 ・今後、創業予定の「ファーマーズマーケット」で米粉パンの販売を予定 ・地元小中学校の学校給食のパン用としても販売を検討中

### (飼料用米関連の施設整備)

	計画主体	事業実施主体 (整備内容)	事業費(千円) (国費)	生産地 (21年産)	主たる販売先
12	栃木県鹿沼市	亀和田・北赤塚営農組合 (乾燥調製施設)	32,540 (16,270)	鹿沼市 ・亀和田営農組合	・大手飼料会社に販売予定

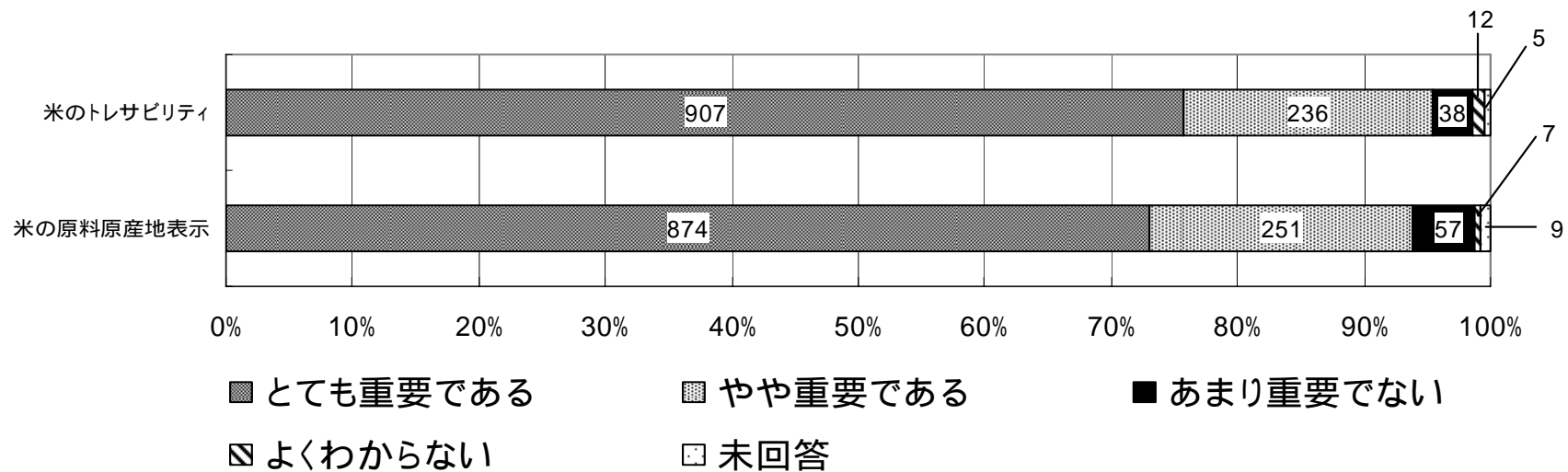
- 1 新潟製粉の施設整備については、平成20年度第1次補正予算の残を今年度予算で措置
- 2 群馬製粉、囃司穀粉の施設整備については、平成22年度も継続して実施

## その他関連する制度

# 1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

## (1) 事故米に関する農林水産省の取組の重要度

(消費者モニター(回答者数1,198名))



	とても重要である	やや重要である	あまり重要でない	よくわからない	未回答
米のトレサビリティ	907 (75.7%)	236 (19.7%)	38 (3.2%)	12 (1.0%)	5 (0.4%)
米の原料原産地表示	874 (73.0%)	251 (21.0%)	57 (4.8%)	7 (0.6%)	9 (0.8%)

出典：「事故米に関する農林水産省の取組についての意識・意向調査結果（第1回）」  
平成20年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査（平成20年11月28日公表）

## (2) トレーサビリティとは

食品の移動を追跡するための仕組みであり、食品の安全管理を直接的に行うものではない。

食品のトレーサビリティについては国際機関であるコーデックス委員会総会(2004年6月～7月)で合意された定義、また、ISOの規格「飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティの設計及び実施のための一般原則及び基本要素事項」において同様の定義が採択されている。

### コーデックス委員会における定義

「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。」(Codex, 2004)

### ISOの食品安全規格における定義

「生産、加工及び流通の特定の1つ又は複数の段階を通じて、飼料または食品の移動を把握できること。」(ISO 22005:2007)

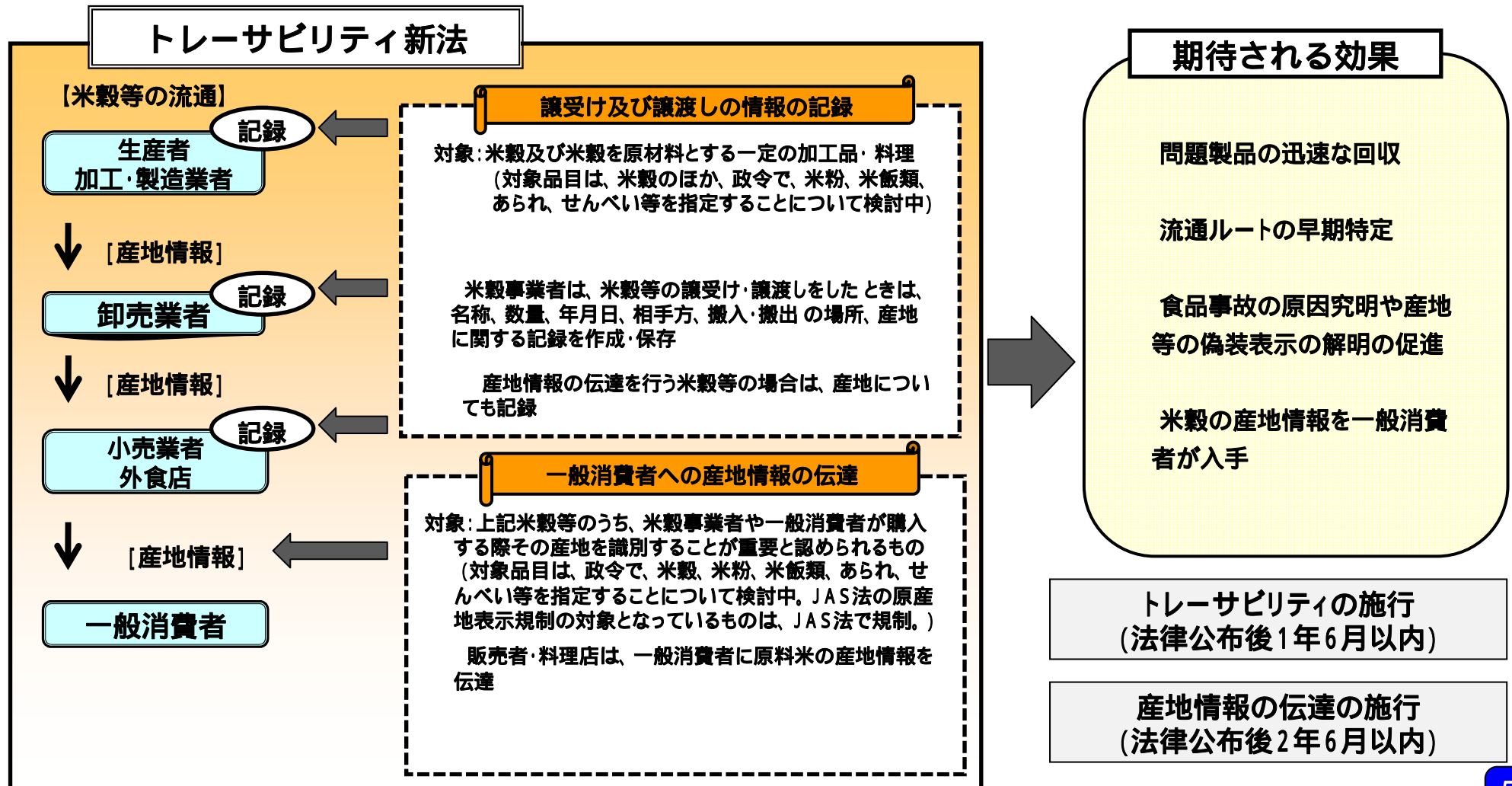
トレーサビリティは生産履歴を記録・開示することではない。

### (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

#### 【法律の趣旨】

食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。

トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。



(4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要・スケジュール

米トレーサビリティ法の概要



問題が発生した場合の  
流通ルートの手やかな特定と回収

スケジュール

法律公布(平成21年4月24日)

・対象品目、記録方法、産地伝達方法等について、関係者の意見を聴きながら、検討。

制度の骨格について、  
本年夏までに成案を得る。

・HP等での制度の周知  
・パンフレットなどの啓発資料の作成・配布

トレーサビリティの施行  
(法律公布後1年6月以内)

産地情報の伝達の施行  
(法律公布後2年6月以内)

## 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 【改正の趣旨】

米穀の需給・価格の安定を図るためには、加工用米など用途限定された米穀が、定められた用途に適切に供されることが不可欠。

米穀を取り扱う事業者に対する確に報告徴収や立入検査を実施するための担保措置の強化が求められている。

